



目 次

「屋嘉比朝寄の厨子甕」の公開と活用について —平成25年度実施の展示会と講座を中心に—	安齋英介・鈴木 悠 宮城明恵	1
浦添市美術館所蔵 黒漆楼閣山水螺鈿印籠の保存 修復報告と、調査で判明した材質・構造について	大西智洋・室瀬和美 當山綾乃・宮里正子	11
ヤッチのガマから出土した漆工芸品の分析 ～琉球の漆はどこから来たか？～	本多貴之・宮腰哲雄 伊郷宗一郎・宮里正子・岡本亜紀	21
米国統治下の沖縄における文化財保護行政の展開 —琉球政府文化財保護委員会を中心に—	大城 一成	29
幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究Ⅲ —「尚家文書」に見る「評定所文書」関係記事(「異国船関係資料」を中心に)—	栗野 慎一郎	39
泊港の《国際化》と欧米人来航の世界史的構造	春名 徹	49
近世琉球における百姓身分の銘書の変遷について(試論) —浦添市内出土資料の検討を中心に—	鈴木 悠	59
総力戦体制下南洋群島と沖縄出身女性 —隣組での活動に焦点をあてて—	川島 淳	88(一)

執筆者名 [執筆順]

安 齋 英 介	ANZAI Eisuke	浦添市教育委員会文化課
鈴 木 悠	SUZUKI Yu	浦添市教育委員会文化課
宮 城 明 恵	MIYAGI Akie	浦添市教育委員会文化課
大 西 智 洋	ONISHI Tomohiro	目白漆芸文化財研究所
室 瀬 和 美	MUROSE Kazumi	目白漆芸文化財研究所
當 山 綾 乃	TOYAMA Ayano	浦添市美術館
宮 里 正 子	MIYAZATO Masako	浦添市美術館
本 多 貴 之	HONDA Takayuki	明治大学理工学部応用化学科
伊 郷 宗一郎	IGO Soichirou	明治大学大学院理工学研究科応用化学専攻
岡 本 亜 紀	OKAMOTO Aki	浦添市美術館
宮 腰 哲 雄	MIYAKOSHI Tetsuo	明治大学理工学部応用化学科
大 城 一 成	OSHIRO Kazunari	糸満市教育委員会
栗 野 慎一郎	KURINO Shinichirou	元琉球王国評定所文書編集嘱託員
春 名 徹	HARUNA Akira	南島史学会会員
川 島 淳	KAWASHIMA Jun	沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員

うらそえの文化財紹介

工工四の創業者

# 屋嘉比朝寄の厨子甕

## 屋嘉比朝寄について

屋嘉比朝寄は1716年に玉川按司朝雄の四男として首里に生まれました。若い頃から音楽の才能を認められ、尚敬王の命を受け、鹿児島で謡曲・仕舞などの大和芸能を学びます。帰国後の経歴には不明な点が多く、取納座筆者という役職に就いていた時に眼病を患って失明し、職を辞したといわれています。

その後、師の聞寛について歌三線を学び、持ち前の音楽的素養を活かして、従来の三線音楽に改革を加えたとされます。晩年には大和芸能の功績によって屋嘉比の名唄(名目上の領地)を拝領し、屋嘉比親雲上と名乗るようになりました。現在、屋嘉比朝寄の名は、三線音楽の工工四を創案した人物として、ひろく知られています。



屋嘉比家のお墓

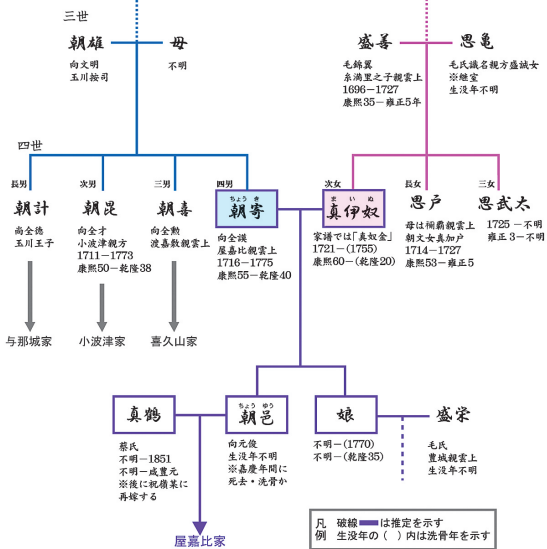
屋嘉比家には家譜が現存しないため、これまで家族については不明でしたが、浦添市教育委員会による厨子甕と墨書(銘書)の調査で、妻・真伊奴の存在とその間に二人の子供がいたことなどがわかりました。



屋嘉比朝寄(左)と妻・真伊奴(右)の厨子甕

## 系図の復元

元祖：尚弘善宜野湾王子朝義  
元祖：毛国鼎中城按司護佐丸盛春八世  
毛克盛伊野波親方盛平次男盛任



浦添市教育委員会の調査によって、屋嘉比朝寄の妻とその子供達との存在が明らかになりました。また理由は不明ですが、朝寄が晩年に「朝儀」と改名していた可能性があります。以上の調査成果は、屋嘉比朝寄の人生や人物像を解明するための重要な手がかりとなるものです。また今回の調査成果は、家譜が現存しない場合でも、厨子甕に記された銘書などから家系図を復元することのできた良い例です。厨子甕は貴重な歴史資料であり、後世に伝えるべき文化財です。

## 銘書

屋嘉比朝寄の厨子甕 (高さ: 58cm, 口径: 30.5cm, 胴径: 39cm, 底径: 25cm)

向文明玉川按司朝雄四男  
向全護屋嘉比親雲上朝儀  
乾隆四拾年乙未正月十八日  
死去同四拾五年庚子七月  
十二日洗骨

【翻刻】  
向文明玉川按司朝雄四男  
向全護屋嘉比親雲上朝儀  
乾隆四拾年乙未正月十八日  
死去同四拾五年庚子七月  
十二日洗骨

【現代語訳】  
玉川按司朝雄(向文明)の四男である屋嘉比親雲上朝儀(向全護)は、一七七五年(乾隆四〇)一月十八日に亡くなり、一七八〇年(乾隆四五)年七月十二日に洗骨されました。

チャックポイント

下の銘書と名前を見比べると一見別人のように見えます。しかし、「向全護」という名前が共通しているため同一人物であることがわかります。つまり、朝寄は晩年に「朝儀」と改名していたこととなります。

真伊奴の厨子甕 (高さ: 47cm, 口径: 23cm, 胴径: 32cm, 底径: 21cm)

向文明玉川按司朝雄四男  
朝寄四男玉川里之子親雲上  
室真伊奴毛錦翼糸満  
里之子親雲上盛善女  
乾隆二十年乙亥九月十二日  
洗骨

【翻刻】  
四世向全護重名真牛名乗  
朝寄四男玉川里之子親雲上  
室真伊奴毛錦翼糸満  
里之子親雲上盛善女  
乾隆二十年乙亥九月十二日  
洗骨

【現代語訳】  
四世で四男の玉川里之子親雲上朝寄(向全護・重名真牛)の妻である真伊奴は糸満里之子親雲上盛善(毛錦翼)の娘で、一七五五年(乾隆二〇)九月十二日に洗骨されました。

チャックポイント

朝寄の妻・真伊奴は護佐丸を始祖に持つ首里の名門士族毛氏糸満家の出身で、家譜から1721年の生まれとわかりました。また、洗骨は通常死後3~7年後に行われるので、30歳前後で亡くなったと考えられます。



修復前



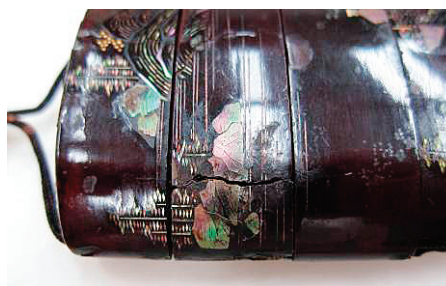
修復後



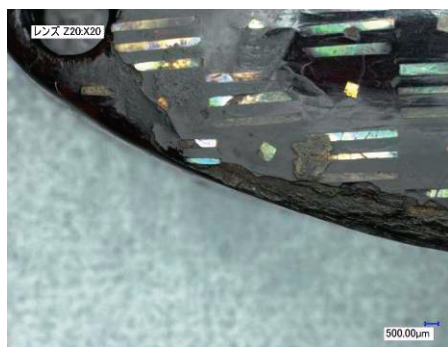
X線CT像



欠損



木地亀裂・螺鈿剥離



デジタルマイクロスコープ観察 蓋の損傷箇所



蓋の螺鈿剥落箇所 箔押し

よのつぢ 浦添市文化部紀要 第10号  
BULLETIN OF CULTURE DEPARTMENT URASOE CITY NO.10

浦添市教育委員会  
2014・3

## 『浦添市文化部紀要よのつち』原稿募集規定

平成20年12月3日 文化部長決裁

最終改正 平成25年6月19日

1. 目的：浦添市文化部紀要よのつち（以下「よのつち」という。）に掲載する、浦添・沖縄の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然などに関する論考を募集するために、この規定を定める
2. 発行主体：浦添市教育委員会文化部
3. 原稿内容：①浦添市の文化財、文化振興、図書館、美術館の将来展望につながる調査・研究など  
②浦添や沖縄の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然などに関する研究  
③日本本土や東アジア（東南アジアを含む）の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然などに関する調査・研究で、①②への貢献が期待されるもの
4. 応募資格：①浦添市文化部内の職員、嘱託職員、臨時職員  
②県内外の研究者ほか
5. 応募方法：タイトル（仮題でも可）と簡単な論旨（400字以内）及び住所・氏名・所属等・連絡先（電話・FAX・E-mail）等を明記の上、郵送またはメールにて提出
6. 掲載の可否：よのつち編集委員会にて審査の上、掲載の可否を決定し応募者へ通知
7. 原稿枚数：1頁1,800字（45字×40行）で10頁程度（註、写真、図版等含む）
8. その他：①論文はオリジナルのものとし、二重投稿は不可とする  
②提出された原稿は返却しない  
③原稿料は無料。執筆者には、本誌5部を贈呈する  
④市HP掲載の様式で申し込むこととする  
⑤掲載された原稿は、Web上の一般公開に同意する

# 「屋嘉比朝寄の厨子甕」の公開と活用について

## －平成25年度実施の展示会と講座を中心に－

安 齋 英 介・鈴 木

悠・宮 城 明 恵

(浦添市教育委員会文化課)

### 1 はじめに

浦添市教育委員会では平成24年度に実施した調査・検討を経て、18世紀に生きた琉球古典音楽の大家である屋嘉比朝寄の厨子甕の調査成果を記者発表した（平成25年2月6日：浦添市役所）。また、著者らはその成果について、浦添市文化部紀要『よのつぢ』に調査報告と論文を投稿した（安齋ほか2013、鈴木2013a）。それらを受けて、平成25年度上半期には一般市民向けに調査成果に関する展示会や講座を実施し、調査成果を解説するための資料やパネルなどを作成した。

本稿は、上記の概要に関して紹介しつつ、その過程で作成した解説資料について紙上発表を行うことで、今後更なる厨子甕の公開と活用に資することを目的とする。また、屋嘉比朝寄の厨子甕調査成果の公表に関して実施した一連の公開・活用事業に関して、その内容や反省点などの検討を行うことで、今後同様の事業を実施する際の参考としたい。

### 2 屋嘉比朝寄の厨子甕の発見とこれまでの経緯

浦添市教育委員会では、平成9年度より市南東部の字前田・経塚地域で、区画整理事業に伴う埋蔵文化財「前田・経塚近世墓群」の緊急発掘調査を実施している。それらの調査成果を順次とりまとめる過程で、平成24年度に実施した銘書調査等から過去に発掘された資料の一つが、琉球古典音楽の大家である屋嘉比朝寄の厨子甕であることが確認された。屋嘉比朝寄については、家譜資料が沖縄戦で焼失するなどのことから、文献資料がほとんど残っておらず不明な点が多い人物であった。これらのことから、その厨子甕と厨子甕に書かれた銘書は貴重な歴史資料であるとの観点から、平成25年2月6日にマスコミ向けに発表した（写真1・2）<sup>1</sup>。



写真1 記者会見風景



写真2 屋嘉比朝寄(左)と妻・真伊奴の厨子甕(右)

### 3 「屋嘉比朝寄厨子甕展」の開催

#### (1) 開催の経緯・広報について

記者会見当日・翌日にテレビ局や新聞<sup>2</sup>で報道され、その後「広報うらそえ」3月号にも速報が掲載されたことで、多くの市民・県民から問い合わせがあった。そのため早々に一般公開の機会をつくるために、準備作業を開始した。そのような経緯を経て、浦添グスク・ようどれ館において、2013年5月1日から6月2日までの約1ヶ月にわたり「屋嘉比朝寄厨子甕展」を開催することになった。

展示会の広報は、市の広報誌やホームページ、新聞・テレビ・ラジオなどのマスコミ各社に取材協力を頂き広報活動を実施した。また、ポスター（第1図）やチラシを作成した上で、市内・県内の文化・教育施設や市内自治会などへ掲示・配布を依頼した。

#### (2) 展示内容・配布資料について

展示会場は、市教育委員会文化課の展示施設である浦添グスク・ようどれ館の常設展示の奥の空きスペースを活用して実施することになった。

屋嘉比朝寄と妻・真伊奴の二点の厨子甕については、浦添市美術館より借用したアクリルケースに入れて展示を行った（写真3）。また解説用の大型ポスター（A0サイズ）（巻頭1）と、用語解説などの補足的な情報を掲載した補助パネルを作成した（写真4）。パネルの内容としては、屋嘉比家から提供して頂いた墓などの写真<sup>3</sup>や、『屋嘉比工工四』原本の写真画像<sup>4</sup>、屋嘉比朝寄の事が記されている文書資料である『野村流工工四』の序文<sup>5</sup>、歴代音楽家の系譜などを紹介するパネルを作成した。

配布資料については、A4版（3つ折）の両面カラーのリーフレットを作成し、展示会の会期中に配布した（第2図）。また、この他にも小中学生を対象とした白黒2色刷りの簡易的な冊子を別途作成した。

会期中は、週2回は文化課の職員が解説員として常駐し、それ以外は浦添グスク・ようどれ館の窓口業務を受託しているNPO法人うらおそい歴史ガイド友の会のスタッフが展示解説員をつとめた。



第1図 広報用ポスター

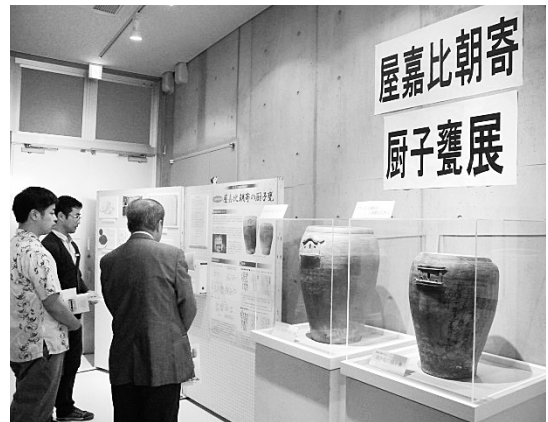


写真3 展示会当日の様子



写真4 解説用ポスター展示状況

### 屋嘉比朝寄について

屋嘉比朝寄は1716年に玉川按司朝雄の四男として首里に生まれました。若い頃から音楽の才能を認められ、尚敬王の命を受け、鹿児島で謡曲・仕舞などの大和芸を学びます。帰国後の経歴には不明な点が多く、取納座筆者という役職に就いていた時に眼病を患って失明し、職を辞したといわれています。

その後、師の聞覚について歌三線を学び、持ち前の音楽的素養を活かして、従来の三線音楽に改革を加えたとされます。晩年には大和芸の功績によって屋嘉比の名高（名目上の領地）を拝領し、屋嘉比親雲上と名乗るようになりました。現在、屋嘉比朝寄の名は、三線音楽の立錫西を創案した人物として、ひろく知られています。

屋嘉比家には家譜が現存しないため、これまで家族については不明でしたが、浦添市教育委員会による厨子甕と銘書（銘書）の調査で、妻・真伊奴の存在とその間に二人の子供がいたことなどがわかりました。



屋嘉比家のお墓

背景「工四」原本：琉球大学附属図書館

### 屋嘉比朝寄の年譜

西暦	年号	年齢	できごと
1718	康熙55	0	朝寄生まれる(向文明玉川按司朝雄四男)
1721	康熙60	5	家真伊奴生まれる(家譜には「真奴金」と記されている)
不明	二才(傳)		尚敬王の命を受け、薩摩へ上国。野添四人について謡と謡仕舞を学ぶ
1748	乾隆13	32	兄、玉川按司朝雄の小姓として薩摩へ上国する
不明			取納座筆者となるが、在職中に失明
不明			失明後は視覚について歌三線を学ぶ
1752	乾隆17	36	尚敬王即位
1753	乾隆18	37	師匠の聞覚が亡くなる
1755	乾隆20	39	家真伊奴洗骨(没年は不明)、享年は30歳前後か?
不明			有川治右衛門に遊説三味線を教える。有川の帰国に際して工四を渡したとされる
1759	乾隆24	43	阿摩とともに尚敬王をはじめ多くの人に謡の稽古をつけたため、評褒を受け賜る
不明			首里の各村々で譽稱の師匠をたびたび勤める
不明			乾隆21年の功績が認められ、屋嘉比の名高を賜る
不明			名高を拝領以降「屋嘉比親雲上」と名乗る。名も「朝儀」に改名か?
不明			弟子である豊原朝典、仲田朝三に歌三線を教える
1770	乾隆35	50	娘(能満屋上盛栄)洗骨
1775	乾隆40	59	朝寄亡くなる
1780	乾隆45	-	朝寄洗骨
不明	屋嘉比年間	-	息子朝邑が亡くなる・洗骨

※赤字は浦添市教育委員会の調査で、新たに確認できた事

### うらそえの文化財紹介

工四の創業者


やかびちょうきずしがめ  
屋嘉比朝寄の厨子甕



屋嘉比朝寄(左)と妻・真伊奴(右)の厨子甕


浦添市教育委員会  
TEL 098-876-1234(内線6216・6217)

### 銘書



屋嘉比朝寄の厨子甕  
高さ：58cm 口径：30.5cm  
胴径：39cm 底径：25cm

【翻刻】  
向文明玉川按司朝雄四男  
向全讓屋嘉比親雲上朝儀  
乾隆四拾年乙未正月十八日  
死去同四拾五年庚子七月  
十二日洗骨



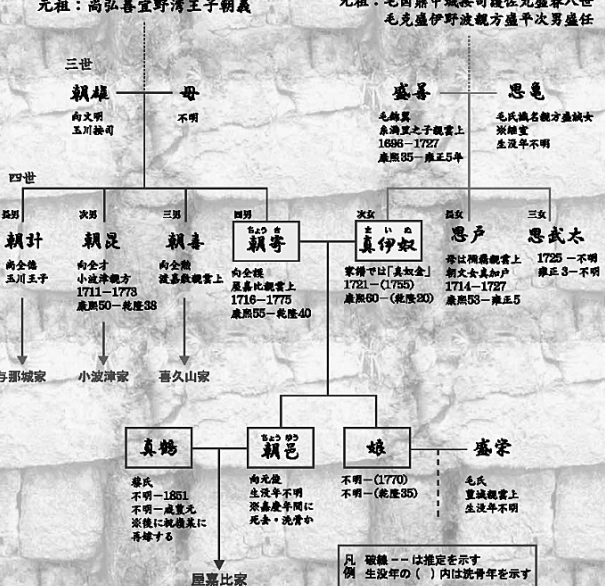
真伊奴の厨子甕  
高さ：47cm 口径：23cm  
胴径：32cm 底径：21cm

【翻刻】  
四世向全讓名真牛名榮  
朝寄四男玉川里之子親雲上  
室真伊奴毛錦翼糸満  
里之子親雲上盛栄女  
乾隆二十年乙亥九月十二日  
洗骨

### 系図の復元

元祖：高弘善宜野湾王子朝義

元祖：毛国鼎中城按司權佐丸盛春八世  
毛克盛伊野波親方盛平次男盛任



三世 朝雄(向文明玉川按司) 母 不明

四世 朝計(向全才小波津家) 朝足(向全才小波津家) 朝喜(向全才小波津家) 朝寄(向全才小波津家) 真伊奴(家譜では「真奴金」) 思戸(向全才小波津家) 思武太(向全才小波津家)

【現代訳訳】  
玉川按司朝雄(向文明)の四男である屋嘉比親雲上朝儀(向全讓)は、1775年(乾隆40)1月18日に亡くなり、1780年(乾隆45)年7月12日に洗骨されました。

朝寄の妻・真伊奴は護佐丸を始祖に持つ首里の名門士族毛氏糸満家の出身で、家譜から1721年の生まれとわかりました。また、洗骨は通常死後3~7年後に行われるので、30歳前後で亡くなったと考えられます。

浦添市教育委員会の調査によって、屋嘉比朝寄の妻とその子供達存在が明らかになりました。また理由は不明ですが、朝寄が晩年に「朝儀」と改名していた可能性があります。以上の調査成果は、屋嘉比朝寄の人生や人物像を解明するための重要な手がかりとなるものです。

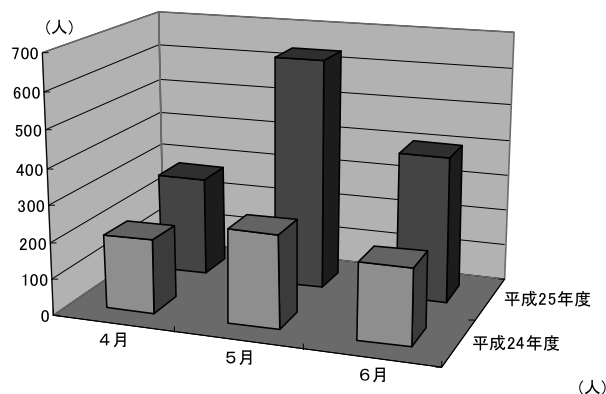
また今回の調査成果は、家譜が現存しない場合でも、厨子甕に記された銘書などから家系図を復元することのできた良い例です。

厨子甕は貴重な歴史資料であり、後世に伝えるべき文化財です。

第2図 展示解説用リーフレット(上：表面、下：中面)

### (3) 来場者数について

5月1日から6月2日までの会期中に計757名の入館者があった<sup>6</sup>。参考データとして平成24年度と平成25年度の4月から6月の三ヶ月間の有料入館者数をグラフ化した<sup>7</sup>（第3図）。これをみると、4月から6月を通じて平成24年度よりも平成25年度の方が全体的に増加傾向にあるが、その中でも展示会を実施した5月に特に有料入館者数が増加している。このことから、今回の「屋嘉比朝寄厨子甕展」の実施が入館者数に影響しているのは明らかである。



	4月	5月	6月
■平成24年度	202	255	207
■平成25年度	276	638	401

第3図 平成24年度と平成25年度の入館者数の比較

### (4) 来場者とその声について

今回の展示会では、来場者の方にご協力頂きアンケートを書いていただいた。有効回答数は、104件が得られた。アンケートでは、年齢・すまい・どこで知ったか等を調査した（第1表）。

今回の調査で判明したことは、幅広い年齢層の方々に来て頂いたこと、市外からの来場者が多かったこと、新聞・テレビ・ラジオで知っ

てきていただいた方が多かった。また、次いで知人・友人に聞いてという回答も多く、実際に一度足を運んだ後に後日知人・友人とともに再来場された方もみられたことから、今回の展示会ではクチコミ効果も大きかったように思う。次に、アンケートの感想の中で主なものを以下に列挙する。

- ・「実物を間近にみられて良かった」、「貴重なものが見れて良かった」
- ・「銘書を翻刻して展示していたのが良かった」、「現代語訳があってわかりやすかった」
- ・「丁寧な説明を聞いて満足した」、「説明してくれる人がいてわかりやすかった」
- ・「もっと有名人の墓が見つかるかも。今後にも期待」「うらそえの意外な歴史が知れてよかった」
- ・「沖縄の歴史をもっと勉強したくなった」「これを機会に三線をはじめたい」
- ・「たくさんの人に教えていきたい」、「三味線をやっている地元の同好会仲間にも伝えたい」
- ・「今回のようなモノと資料の展示を沢山してほしい」「今後も発掘成果の展示を企画してほしい」

### (5) 小結

今回の展示会は、屋嘉比朝寄という古典音楽の偉人に関連する企画であったことから、通常よりも音楽・芸能に関わっている方々に多く足を運んでいただいた。また、一般初公開ということで、市外からも多く来て頂いたのが印象的であった。その点については、マスメディアを利用した広報活動が功を奏したといえるであろう。また来場して頂いた際に、施設の常設展をご覧になる方もおり、浦添の歴史を改めて知って頂く機会にもなったのではないかと思います。主な感想については、概ね好意的な感想を頂き、今後の企画に期待する意見も多く頂いた。また、一部の展示物については、パネルの文字が小さい、地図がみえづらい等のご指摘も頂いた。今後の展示の際に活かしていきたい。（安齋）

第1表 展示会アンケートの回答内訳

年齢					
小学生	中・高生	大学生	20～30代	40～50代	60歳以上
3	0	4	35	31	31
すまい					
浦添市内	市外	県外			
29	58	17			
どこで知りましたか					
市の広報物	インターネット	新聞・テレビ・ラジオ	ポスター・チラシ	知人・友人から	その他
11	3	35	7	23	18

#### 4 平成25年度浦添市立図書館 沖縄学講座「浦添にねむる偉人」での講演

##### (1) 開催の経緯と概要

沖縄学講座は浦添市立図書館で毎年開催される市民向け文化講座で、沖縄の歴史・文化をテーマにオムニバス形式で実施している。平成25年度の講座のテーマは「浦添にねむる偉人」と題して、浦添市内に墓所のある歴史的人物を紹介するという内容であった。講座は全3回で、第一回は伊波普猷、第二回は玉城朝薫、第三回は屋嘉比朝寄という構成であった。このうち、第三回「屋嘉比朝寄－工工四を創った音楽家の生涯－」を安齋と鈴木が担当した。開催日時は6月29日(土)の14時から16時までで、当日の受講者は48人であった。



##### (2) 講演および展示の内容

担当回の発表形式は二部構成でおこなった。第一部は安齋が担当し、考古学の視点から①厨子甕の発見と経緯②調査成果の概要③厨子甕の概要の3点を報告した。第二部は鈴木が担当し、歴史学の視点から①屋嘉比朝寄に関する先行研究の紹介②調査成果によって得られた新事実を加えた屋嘉比朝寄の生涯の2点について報告を行った。



今回の報告は基本的には『よのつち』に投稿した二論文(安齋ほか2013、鈴木2013a)の成果をより分かり易い形で再構成したもののだが、それに加えて屋嘉比朝寄厨子甕展の会期中には行うことが難しかった解説を意識的に取り入れた。具体的にはPowerPoint上に関連する画像をなるべく多く取り入れ適宜解説を加えた点や、一般の方には読みにくい崩し字で書かれた文書を一文字ずつ確認しながら読解をして、原史料の持つ「雰囲気」を受講者と共有することを心掛けた点(写真5)等が挙げられる。



上：写真5 講座会場の状況  
 中：写真6 会場後方のパネル展示  
 下：写真7 会場入り口で実施した工工四の展示

なお、当日は補足説明のため会場入り口付近には屋嘉比朝寄厨子甕展で使用したポスターとパネルを再度利用して展示し(写真6)、あわせてパンフレットの残部を配布した。また、図書館側には関連書籍の展示、とりわけ屋嘉比以降現代に至るまでの代表的な工工四のミニ展示を準備していただいた(写真7)。

### (3) 来場者の声

最後に受講者の感想を一部紹介すると、「パネルを使った講義との並行は、素人の私にも理解しやすく感謝」「最新情報に接することができ、とても参考になった」「2部構成で集中できたのがよかった」等の感想を頂いた。受講者の方々には概ね満足して頂けたかと思う。(鈴木)

## 5 2013年度沖縄考古学会研究発表会『琉球近世墓の考古学』の企画展示

### (1) 開催の経緯

沖縄考古学会主催の2013年度研究発表会「琉球近世墓の考古学」が、平成25年7月7日に浦添市教育委員会および沖縄県立埋蔵文化財センターの共催行事として、浦添市立中央公民館で行われた。同会は年に一回テーマを設定して、各市町村教育委員会の持ち回りで開催されており、学会員だけではなく一般からの参加も可能な研究発表会である。今回は、浦添市の広報誌やホームページへの掲載や、沖縄学講座でのチラシ配布などにより広報したところ、当日は一般の方を含めて200名を超える参加があった(写真8)。



写真8 沖縄考古学会2013年度研究発表会「琉球近世墓の考古学」会場風景

今回の研究発表会の開催に際して、学会側の要望もあり、近年開発事業に伴う緊急発掘調査で近世墓の調査が盛んな開催地・浦添市の調査成果に関するパネルおよび出土資料を展示する機会を得た。その中で最新の調査成果の一つとして、屋嘉比朝寄の厨子甕や解説パネルについても展示および解説をすることにした<sup>8</sup>。

### (2) 展示の意図と展示内容

今回の展示は市内の古墓から出土した厨子甕を中心に行った(写真9)。その中で2つのコンセプトを設定し、合計15点の完形の厨子甕を展示した。ひとつは、銘書が多く書かれ個人の情報を比較的細かく読み取ることが可能な4点の展示、もうひとつは平成21～22年度に調査を実施した前田・経塚近世墓群出土の厨子甕の中から、形状の変遷が読み取れる1700年代～1900年代前半の資料11点についての展示である<sup>9</sup>。屋嘉比朝寄とその妻・真伊奴の厨子甕は、前者のコーナーに展示した。



写真9 展示会場での説明風景

これまでの屋嘉比の厨子甕の展示や発表では、その人生や家族構成について銘書から迫っていったが、沖縄考古学会では、前田・経塚近世墓群から出土した厨子甕の形の変化に着目した展示構成を行うなかで、朝寄と真伊奴の厨子甕の器形の特

徴から、厨子甕の大概の年代観を把握できることを意図した展示を行った<sup>10</sup>。そのコンセプトと関連して、より厨子甕の全体的な形状をイメージできるように屋嘉比朝寄と妻・真伊奴の厨子甕の蓋については、新たに写真パネルを作成した<sup>11</sup>。

また、実物の展示以外にも、『屋嘉比朝寄厨子甕展』の際に展示した解説パネルについても研究発表会場と展示会場間の通路の壁面に展示した。これについては『浦添ようどれ』『浦添御殿の墓』『玉城朝薫の墓』といった市指定文化財の解説パネルと並べて展示することによって、厨子甕だけではなく墓そのものについても、屋嘉比朝寄の墓に関わる情報をその他の墓と相対的に見ることができると意図した展示を行った。

### (3) 当日の様子と寄せられた声

当日の展示会場では、解説員として宮城が常駐し展示解説を行った。多くの方が展示会場にも訪れ、研究発表会の前後や休憩時間に厨子甕を見ていただくことができた(写真10)。展示している厨子甕が出土した前田・経塚近世墓群と、厨子甕の形が時代と共に変化していく事を中心に解説を行った。型式学というやや難しい内容であるにもかかわらず、多くの方に興味深い様子で耳を傾けていただいた。



写真10 展示会場での見学者風景

当初、学会員からの質問が多いと予想していたが、一般の方から多くいただいた。質問の中

には厨子甕についてだけではなく、今の墓の形になったのはいつ頃かといった墓の起源や現在と古い時代の墓の違いについての質問もあった。また、遺跡の全景写真をみて「このお墓はまだあるのか」、「これと同じような墓が見られるところはないか」などの質問もあり、来場した方の近世や現代のお墓に対する関心の高さを知るところとなった。

屋嘉比の厨子甕に関しての質問は今回は比較的少なかったが、これまでの展示会や講座ですで見ることがある方同士で、屋嘉比の厨子甕の前で説明したり、意見を交わしている光景が見られた。また、図書館の沖縄学講座に参加することができなかつたのでその時の資料が欲しいという問い合わせもいただき、これまでに開催した展示や講座から屋嘉比朝寄の厨子甕や近世墓の研究会に興味を持ったので、見に来たという方も多かつた。

### (4) 小結

今回の展示会では、沖縄考古学会主催ということで、「近世琉球の墓」というテーマの中において、屋嘉比の厨子甕も前田・経塚近世墓群から出土した遺物として、時代の流れの一部に位置づけて展示を行った。これまでの屋嘉比朝寄の人物像に焦点をあてた企画とは異なり、屋嘉比夫妻の厨子甕そのものを相対的にみることが可能になった点でこれまでのイベントとは違う意味で良い機会になったと考えている。

一方、反省点として、今回は学会の展示として遺物中心の構成を行ったが、厨子甕研究が民俗学を中心に始まり、開発に伴い発掘調査が行われてきたが、考古学の分野では十分な研究が行われてきたとはいえない状態にあるためか、形状による変遷を示した意図を学会員にも、一般の方にも十分に伝

えるにはいたらなかった事があげられる。このことから、展示をより良く理解してもらうために、これまでの民俗学・考古学における厨子甕研究のおおまかな説明や用語解説などを付け加えるべきであったと感じている。(宮城)

## 6 まとめ

最後に今回の一連の公開と活用に関する試みについて、その意義と課題を述べてまとめとしたい。

今回の一連のイベントは、屋嘉比朝寄の厨子甕の調査成果の公開という点では共通しているが、それぞれ実施の主催と趣旨が異なるため、必然的に異なるコンセプトを設定することになった。「屋嘉比朝寄厨子甕展」では、厨子甕の調査成果をメインに小中学生を含めた一般層に分かりやすく説明することを意識した。沖縄学講座では、今年度全3回で人物をテーマにした講座であることから、調査成果を基に人物像をより掘り下げつつ、講座への申し込みが多い歴史ファンをターゲットにした内容を意識した。また、沖縄考古学会は研究者や考古学ファンが集う研究集会であることから、厨子甕を考古学的な「遺物」としての側面に焦点をあてた見せ方を意識した。これらの一連の公開では、同じ「モノ」の調査成果でも場を変え、あるいは見せ方を変えることによって公開と活用の幅が広がり、結果的に1000人を超える方々に厨子甕とその調査成果を公開できたことは、大きな成果であったと思う。また、今回のテーマが「屋嘉比朝寄」という古典音楽の大家をテーマにしたことで、普段から文化財に親しみのある歴史ファンや考古学ファンの方以外にも、芸能の関係者の方々にも足を運んで頂いた。そういった方々の中には「浦添グスク・ようどれ館」に初めて来たとの声も多くあり、施設の常設展も同時に見ていただく事で、改めて浦添の歴史を知ったという声も少なからずあったことも印象的であった。このように、イベントなどへ普段と異なる層の方々にも足を運んで頂くきっかけのひとつにもなったと感じており、その点も今回の一連のイベントの大きな意義の一つであろうと思う。

そのほかには、『屋嘉比朝寄厨子甕展』を見に来た結果、沖縄学講座も聴きに来たいという声や、講座に行くことができなかつたが考古学会に来ることができたという声も頂いたことから、互いのイベントでの広報効果も含めてイベント相互に連続性や補完性が発揮されたことは間違いない。われわれ開催する側も、前回の反省をそのつど次の機会に見直すことができたことは良かった点である。これまでのイベントでは、ポスターやチラシ、市の広報誌等への広報活動がメインであったが、今回は新聞・テレビ・ラジオ等のマスコミ等にも広く協力を頂いたことも多くの方々に足を運んで頂くきっかけのひとつとなったものと思われる。また、アンケートの集計結果からクチコミ効果が意外に大きかったことが現れている点も興味深い点である。

今後、屋嘉比朝寄の厨子甕について更にどのような公開や活用が考えられるかという点は課題である。今後、展示会やホームページなど更なる公開と活用の仕方を模索していきたい。また、今回の展示会や講座で色々な資料や文章を作成したが、浦添市教育委員会以外の展示会などでも活用して頂ければと考えており、本稿で紙上発表したという経緯もある。さらに多くの場で公開するために、遺物やパネル等の貸し出しなどについても実施していきたい。また、今回頂いた様々な意見や反省点を今後の公開・活用に活かしていきたい。

末尾になるが、屋嘉比朝寄は1716年生まれであり、もうすぐ迎える2016年で生誕300周年の節目を迎える。このタイミングで屋嘉比朝寄の厨子甕を調査する機会に恵まれたことは、何かの縁であると感じる。今回のイベントが琉球古典音楽中興の祖といわれる屋嘉比朝寄を改めて語り合うことのきっかけの一つになれば幸いである。(安齋)

最後になりますが、下記の各氏、関係機関にお世話になりました。記して感謝申し上げます（50音順、敬称略）。

栗森弘政、大城學、富田千夏、早瀬千明、屋嘉比朝一、屋嘉比トミ子、浦添市教育委員会文化課、浦添市美術館、浦添市立図書館、浦添市立中央公民館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄考古学会、琉球大学附属図書館、NPO法人うらおそい歴史ガイド友の会、ならびに広報に協力いただいたマスコミ各社、市内自治会、県内文化行政機関、県内図書館

- 
- 1 そこに至る経緯と調査成果の詳細については、別稿を参照いただきたい（安斎ほか2013、鈴木2013a）。
  - 2 平成25年2月7日付『琉球新報』・『沖縄タイムス』に掲載された（琉球新報2013、沖縄タイムス2013）。
  - 3 屋嘉比家の子孫の方々から提供していただいたものである。
  - 4 琉球大学附属図書館から提供。
  - 5 沖縄県立博物館・美術館から提供。
  - 6 内訳は5月期の有料入館者数：638人、免除申請者：63人、6月期（2日間）の有料入館者数：56人の合計である。
  - 7 有料入館者数は、入館料の免除申請を行った団体などを除いた数値である。
  - 8 研究発表会の口頭発表では、安斎が浦添市の古墓全体を説明する中で、屋嘉比朝寄の墓について紹介した。また、研究発表会の資料集には、鈴木が屋嘉比朝寄の墓の詳細を紙上発表した。これらの詳細については、別稿を参照いただきたい（安斎2013、鈴木2013b）。
  - 9 この展示の意図としては、厨子甕の時代的な変遷を明確にすることを展示の目的のひとつにしたがその詳細については、今後作成の調査報告書で報告を行う予定である。
  - 10 屋嘉比朝寄と真伊奴の厨子甕については、紀年銘資料であるという点で、その年代的な位置づけを示す上でも重要な役割を担っていた。また、蓋と身の両方に銘書が書かれており、セット関係がわかる資料としてもその資料的価値は高い。
  - 11 蓋については、屋嘉比家の子孫への聞き取り調査で、現在の墓へと移されていることが確認された。それらについては、屋嘉比家のご厚意により写真を撮影させていただく事ができた。詳細については、別稿を参照いただきたい（安斎ほか2013）。

#### 《引用・参考文献》

- 安斎英介2013「浦添市の様相」『沖縄考古学会2013年度研究発表会資料集「琉球近世墓の考古学－発表報告編－』』、pp.18-23、沖縄考古学会
- 安斎英介・鈴木悠・上原千明・玉那覇有登2013「屋嘉比朝寄の墓調査報告－浦添市前田・経塚近世墓群の調査成果から－」『浦添市文化部紀要 よのつち』第9号、pp.1-13、浦添市教育委員会文化部
- 沖縄タイムス2013「琉球古典音楽の大家 屋嘉比朝寄の出自が判明」『沖縄タイムス』平成25年2月7日26面
- 鈴木悠2013a「屋嘉比朝寄とその家族について」『浦添市文化部紀要 よのつち』第9号、pp.15-24、浦添市教育委員会文化部
- 鈴木悠2013b「屋嘉比朝寄の墓」『沖縄考古学会2013年度研究発表会資料集「琉球近世墓の考古学－近世墓集成編－』』、p.87、沖縄考古学会
- 琉球新報2013「琉球古典音楽の大家 屋嘉比朝寄の厨子甕確認」『琉球新報』平成25年2月7日29面



## 浦添市美術館所蔵 黒漆楼閣山水螺鈿印籠の保存修復報告と、 調査で判明した材質・構造について

大西智洋・室瀬和美

(目白漆芸文化財研究所)

當山綾乃・宮里正子

(浦添市美術館)

### はじめに

黒漆楼閣山水螺鈿印籠の保存修復処置は、平成24年8月1日より平成25年3月20日まで九州国立博物館内文化財保存修復施設6（目白漆芸文化財研究所九州支部）において行われた。

第一章では『琉球漆器考』から本作品を検討してみた。（當山記）

第二章では修復内容を記録した。第三章では修復時の調査で判明した材質・構造について以前報告した<sup>(註1)</sup>内容をまとめた。（大西記）

### 〈第一章〉本作品と『琉球漆器考』に見る琉球の螺鈿印籠

琉球漆芸の代表的な加飾技法に螺鈿がある。琉球の螺鈿は、奄美群島・沖縄諸島・先島諸島海域で採取されるサザエ科の巻貝・夜光貝が用いられる。15世紀には、中山王から中国明朝皇帝へも螺殻が大量に贈られている<sup>(註2)</sup>。また、近世琉球においては、献上品として螺鈿で雲龍文が施された盆や椀が贈られており、それらはかつての紫禁城である故宫博物院に現在も残されている<sup>(註3)</sup>。

一方、日本の将軍家や大名家にも螺鈿の中央卓や硯屏、食籠<sup>(註4)</sup>、印籠<sup>(註5)</sup>等が贈られた記録が残っている。そうした日本向けの螺鈿漆器の文様については、「貝摺奉行所関係文書」<sup>(註6)</sup>に記載された図案等から、山水楼閣図が多いことが分かる。「貝摺奉行所関係文書」とは、薩摩への進上品として、琉球王府の貝摺奉行所が製作した漆器の贈り先や図案、寸法、経費等の詳細が記された文書である。現在、京都大学所蔵『琉球資料』中の19世紀の3件の記録が知られており、それらを用いた先行論考もある<sup>(註7)</sup>。

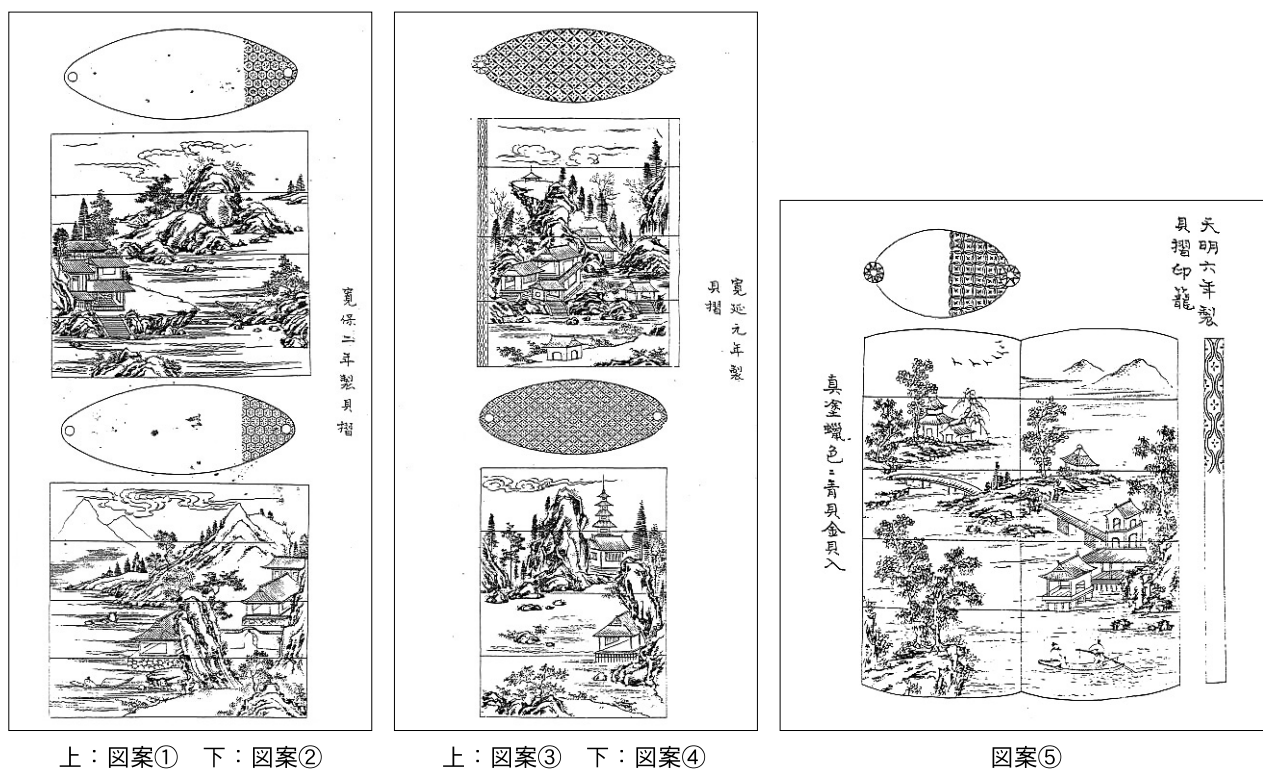
しかし、「貝摺奉行所関係文書」には今回検討対象とする印籠についての記載は見当たらない。したがって、本章では貝摺奉行所の文書が用いられ編集された『琉球漆器考』<sup>(註8)</sup>に焦点を当て、その中の5件の印籠図案と本作品について若干の比較を試みたい。

『琉球漆器考』とは、当時沖縄県勸業課長であった石澤兵吾によってまとめられ1889年に発行されたものである。発刊までの経緯、琉球漆器の歴史や技法がまとめられているだけでなく70件余りの漆器図案が掲載されている。その図案は、県庁に保管されていた貝摺奉行所の引継文書の中から漆器図案を選定し、佐渡山安豊と木脇啓四郎が写生したものである<sup>(註9)</sup>。それらから王国時代に製作された漆器の形状や文様を知ることができるため、琉球漆器を研究する上で貴重な史料である。

それではまず、本作品（p.13参照）の特徴についてだが、楕円形3段重ね、外側黒漆、内側朱漆に、螺鈿技法で文様を施す。上部及び下部は短冊形の貝三列と菱形を交互に配し、表裏面は楼閣山水図を

配す。楼閣山水図部分の文様構成は表裏ともに、手前側に土坡や岩山、そこに生える樹木と楼閣や建物を表し、中央部分は水面、その奥に山々を表す。また、山や岩、土坡の一部には貝に毛彫りを施したものをういている箇所のほか、細い短冊状の貝片を並べて表現している箇所もある。そのほか、不揃いの貝片を大きさや粗密を考慮しながら並べ山や土坡を表現している部分も見られる。さらに一部、貝に箔押しを施しており、金色の輝きがアクセントとなっている。

次に、『琉球漆器考』図案作例ついてだが、5件の図案については便宜上①～⑤の番号を付す。まず、形状は⑤のみが縦長形4段、①～④は楕円形3段である。また、①②④は隠し紐通しとなる。技法はすべて“貝摺”とあることから螺鈿であることが分かる。塗りの色については⑤については“真塗蠟色”とあるので黒塗りであることが分かるが、他については不明である。しかし、「貝摺奉行所文書」や現存作例から、螺鈿技法で山水図・山水楼閣図が描かれる場合、黒塗りとの組み合わせが一般的であるため、①～④も黒塗りの可能性が高いであろう。文様については、いずれも上部及び下部に七宝花菱文や亀甲花菱文といった幾何学文様、側面には山水楼閣図を配している。なお、寸法については不明である。



上：図案① 下：図案②

上：図案③ 下：図案④

図案⑤

上記の『琉球漆器考』図案と本作品とでは、どのような類似点及び相違点があるのか検証を行った。

形 状：本作品と図案①②④は一致。

塗 色：本作品は外側黒塗りで⑤と一致。①～④とも共通する可能性高い。

技 法：螺鈿を用いている点ですべて一致、⑤については“青貝金貝入”と記載があり、本作品に箔押しが見られる点で類似。

文 様：上部及び下部に幾何学文様、側面には山水楼閣図を配す点ですべて一致。

山水楼閣図部分の構図やモチーフについてもほぼ一致。ただし、図案には雲や鳥など空を表現するモチーフが描かれているが本作品には見られないという点が異なる。

文様の細密度は図案の方が高く、より緻密に描き込まれている。

以上、簡単ではあるが、比較によって浮かび上がった点を列記した。なお、細密度については漆器製作時に図案が簡略化されることも想定されることから、図案と作例で一概に比較はできない。しかし『琉球漆器考』の図案に関しては同様の漆器が現存する例があり<sup>(註10)</sup>、図案の文様がある程度忠実に実際の漆器に反映されていることが分かっている。

このことから、細密度の違いも考慮すると、本作品は多少手は劣るが『琉球漆器考』図案とほぼ類似している作品と言える。つまり、図案との比較という観点からすると、貝摺奉行所製漆器である可能性が高いといえる。

## 〈第二章〉修復報告

### 1 概 要

琉球漆器 19世紀

木製黒漆塗り、紐通しを付した三段重ねの印籠。断面は楕円形（隠し紐通し）。

薄貝を用いて、表裏に楼閣山水図、天地に石畳文を表す。螺鈿の一部には箔押しが施される。

（分量）縦 8 cm 横 7 cm 厚 2 cm



写真1 表面



写真2 裏面

### 2 現 状

経年の乾燥による木地収縮と考えられる、木地亀裂および螺鈿の剥離・剥落が見られる。また使用による欠損が目立ち、大きく欠損している部分は木地部まで露出している。（巻頭カラー写真参照）

### 3 修復方針

現在、我が国で行われている指定文化財漆工芸品の保存修復に則り、現状保存修復を原則として行うこととする。修復に際しては、十分に事前調査を行い、傷みの現状を確認した上で修復工程を決定する。また、写真撮影を伴った修復の記録を取り、修復後と比較できるようにし、修復終了後に報告書を作成し提出する。

### 4 修 復

修復前に写真撮影・調査を行った。剥落の危険性がある塗膜および螺鈿に対し、薄い雁皮紙<sup>がんびし</sup>を細かく切り弱い糊で仮止めを行ったのち、塗膜汚れを取り除くためのクリーニングを行った。クリーニングは基本的には水を含ませた柔らかな木綿布で行うが、汚れの強い箇所についてはアルコールを用いた。また、分厚く付着していた黄色い汚れには、刃物で物理的に除去を行った。

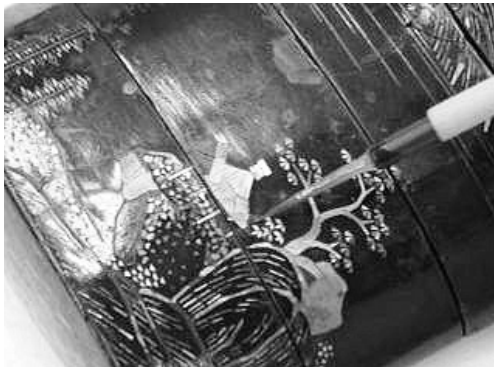


写真3 雁皮紙で仮止め



写真4 クリーニング

剥離螺鈿の接着では<sup>にかわ</sup>膠を使用し、剥離状態を確認しながら接着安定作業を行った。膠は10%濃度の膠水を超音波洗浄器で振動を与え、表面張力を低下させたものを使用した。作業手順として、剥離箇所<sup>にかわ</sup>に膠水を流し入れ、ヘラで剥離箇所を動かしながら奥まで膠水を入れた。膠水がゲル化した後、処置箇所<sup>にかわ</sup>にナイロン紙を当て、樹脂板とゴム板を組み合わせた当材をナイロン紙上に重ねた状態で圧着固定を行った。ナイロン紙は余分な膠水を吸わせると同時に、圧着時の作品保護の役目をする。

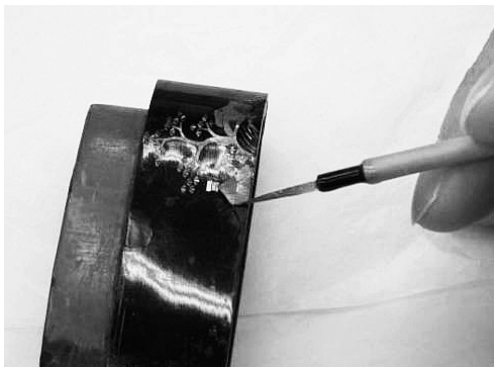


写真5 螺鈿剥離箇所に膠水を入れる

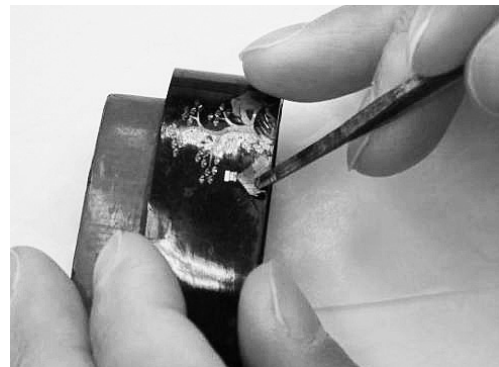


写真6 螺鈿をヘラで動かし膠水を奥まで入れる

亀裂および塗膜剥離箇所には、塗膜接着用に調合した麦漆を溶剤で希釈して亀裂部に含浸し、溶剤が揮発したのち圧着固定し接着を行った。



写真7 亀裂箇所に麦漆含浸



写真8 クランプで圧着固定

欠損した部分を刻苧により旧状に形態を戻し、さらに同部に下地を付け形状を整えた。その際、黒漆部分には黒色の錆漆下地、朱漆部分には水銀朱を加えた錆漆下地を調合し色を合わせた。



写真9 欠損箇所刻苧充填



写真10 錆漆下地付け

紐通し穴と周辺が大きく欠損していた部分は、紐通し部分を和紙と麻布を使用した乾漆技法で筒状に成形し、これを欠損箇所に接着したのち形体の復元を行った。



写真11 竹の芯棒に離型の為のラップを巻く



写真12 和紙・麻布を麦漆で貼り重ねる



写真13 和紙+麻布二枚で厚みが整った状態



写真14 長さ調整



写真15 欠失部に取り付け

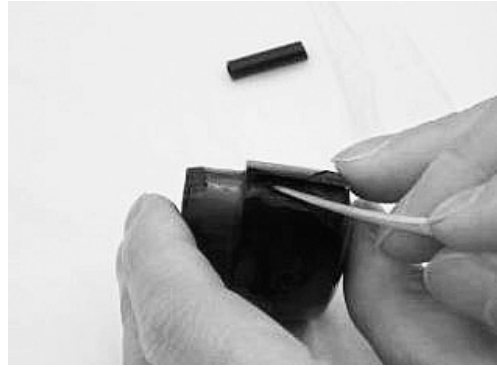


写真16 隙間を刻苧で埋め固定する

触手による損傷を防止するために塗膜・螺鈿際に錆漆下地を施し、摺漆を行って仕上げた。修復後の撮影を行い、報告書を作成した。(修復前後の写真は巻頭カラー写真参照。)



写真17 塗膜の段差際に下地付け

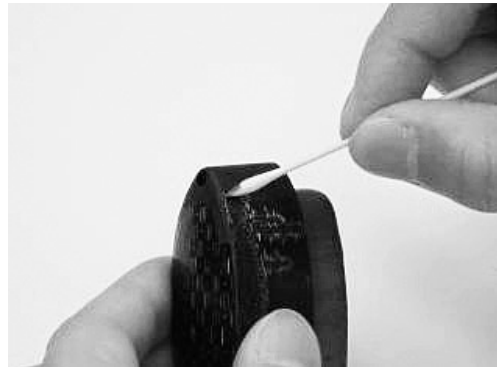


写真18 欠損復元箇所摺漆

## 〈第三章〉 構造・技法

### 1 調査方法

作品の構造調査には、近年漆工作品でも多くの成果報告がされている九州国立博物館の大型文化財用X線CTスキャナ（独 YXLON INTERNATIONAL 社製 Y.CT Modular 320 FPD）を用いた。<sup>(註11)</sup> 解析には Volume Graphics 社の myVGL2.1 を用いた。

また、キーエンス社製のデジタルマイクロスコープ（VHX-2000）で200倍までの観察を行った。

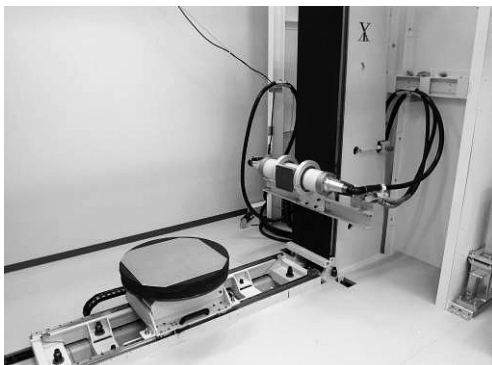


写真19 X線CT



写真20 デジタルマイクロスコープ

## 2 調査結果

### 2-1 CT調査から判明した材質・構造

木地構造は、蓋鬘<sup>ふたかずら</sup>と立上がりの薄材に切り込みを入れて曲げ、底板を付けているようである。蓋鬘の天部分と底材は木目を確認することができる。

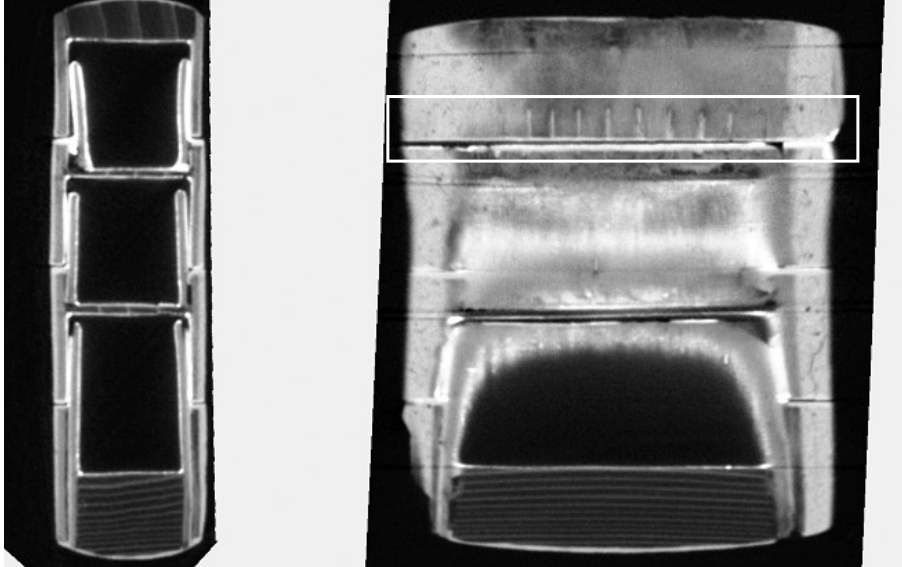


写真21 断面観察

引き曲げ構造と思われる縦筋（枠内）

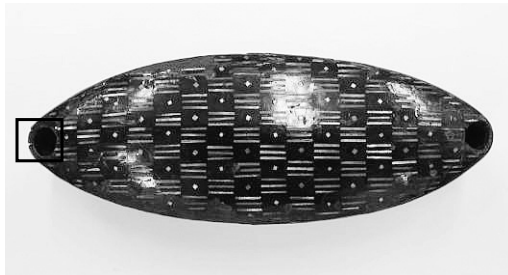


写真22 蓋鬘 左側の紐通し部分



写真23 写真22枠内、紐通し部分拡大

紐通しの材質は、写真29と写真30を比較した上でX線の透過度から判断すると、漆よりも木材に近い材質と考えられる。

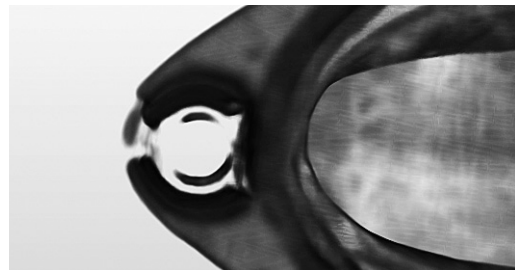


写真24 CT像 紐通し素材が透過している

## 2-2 デジタルマイクロスコーブ観察

紐通し孔の内側に欠損が見られ、繊維組織が確認できる。紐通し素材の直径と同じ太さの葦と比較した結果、内層部にある維管束鞘<sup>い かん せき しょう</sup>と目の細かい柔細胞がよく似ていることが分かる。葦と同じイネ科の植物で、同様に茎が木質化する竹も内層部の特徴はよく似ている。ただ、一般に竹の維管束鞘は葦のそれに比べてより大きく発達し、損傷箇所との比較からより葦に近いようである。

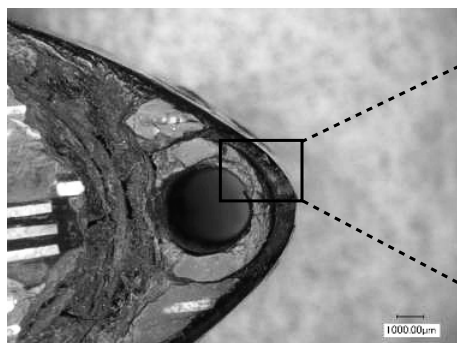


写真25 三段目底 紐通しの欠損箇所

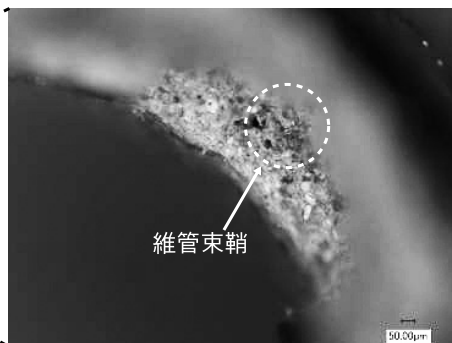


写真26 部分拡大 紐通し素材の木口

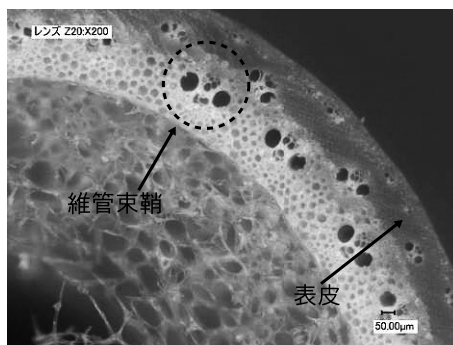


写真27 葦の木口

また、紐通しの欠失箇所、漆下地の表面が滑らかな状態で筋状の段差がついていた。紐通し素材の表面が型押しされた状態で残ったようである。葦の表皮を観察すると筋があり、漆下地についての段差とよく似ている。

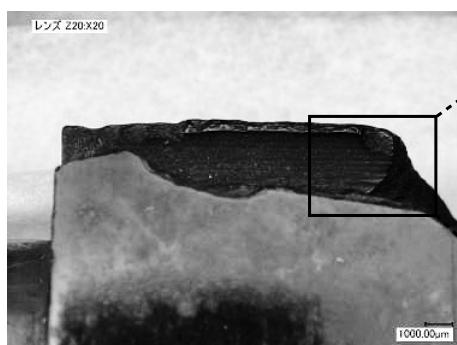


写真28 三段目地面側 紐通し欠失箇所

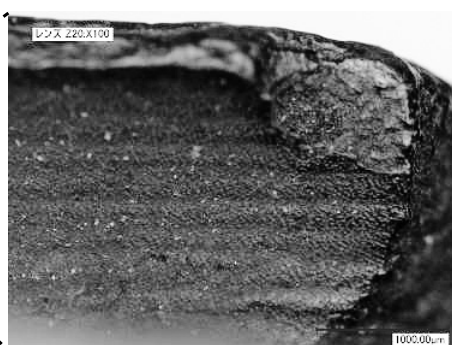


写真29 部分拡大 横方向に筋がある

### 3 まとめ

蓋鬘と立上がり部分の構造は、CT調査によって薄い木材を引き曲げで製作していると考えられる。また、紐通しの素材はCT調査と欠損箇所を観察によって、イネ科の植物である葦の可能性が高い。この材料が葦なのかイネ科の植物のいずれかであるかは、今後の植物試料採取や印籠調査で判明すると期待している。

(右写真30：X線CT撮影による形状データを取得し、紐通し素材のみを可視化させた像。<sup>(註12)</sup>点線部分は、印籠の木部と接する面で、紐通し素材を一部削っている。)

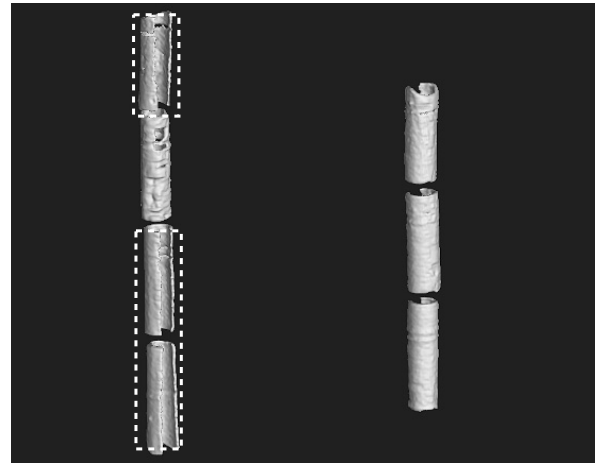


写真30

印籠の構造については、近年の研究調査でも報告され<sup>(註13)</sup>、製作された時代・地域・技術者・作品レベルの違いによって、製作工程や使用材料も多種多様であると認識している。また、本作品の場合は琉球漆器という性質上、その土地にしかない材料や工程で製作されていることも考えられる。

本作品は、紐通し材料を入手が容易な葦や竹のような植物材料で製作をすることで、筒状であり内層部が柔らかいため加工が容易である。そのため、木材の削り出しや乾漆技法で製作することに比べ、工程が少なく時間の短縮にもつながる。

印籠の材質・構造については、未だ確認されていない技法があると考えられ、今後、印籠の材質・構造に関する研究報告は、意匠や表面の技法と共に重要な研究テーマになると考えられる。

### おわりに

本稿では、まず第一章において、本作品と『琉球漆器考』の印籠図案との比較を行い、本作品が貝摺奉行所製である可能性が高いことを述べた。次に第二章では、本作品の修理報告を行った。そして第三章では、本作品の蓋鬘と立上がり部分の構造は、薄い木材を引き曲げで製作していると考えられ、紐通しの素材はイネ科の植物である葦の可能性が高いことが調査によって判明したことを述べた。今回、修理にかかる調査によって本作品に用いられている技法が明らかになったことは、今後、琉球製の螺鈿印籠の特徴を見定める上で重要なことである。今後も修理時の調査等を行い、より多くの作品の調査結果を蓄積し、研究を深めていきたい。今回は、九州国立博物館には実際の調査や写真提供でご協力を頂いた。関係者の皆様には心より感謝申し上げる。

<sup>(註1)</sup> 大西智洋・室瀬和美・宮里正子・鳥越俊行・輪田慧・今津節生：浦添市美術館所蔵 黒漆楼閣山水螺鈿印籠の保存修復作業で判明した材質と構造について 文化財保存修復学会第35回大会、2013

<sup>(註2)</sup> 沖縄県立図書館史料編集室『歴代寶案校訂本第一冊』、沖縄県教育委員会、1992、p.511

<sup>(註3)</sup> 帰ってきた琉球王朝の秘宝展実行委員会学術部『中国・北京故宫博物院蔵 琉球王朝の秘宝 沖縄特別展覧会図録』、帰ってきた琉球王朝の秘宝展実行委員会、2004、pp.22-26

<sup>(註4)</sup> 1671年(寛文11) 将軍家綱への献上品に丸中央卓や籠飯等が見られ(林樵『通航一覽 第一』、国書刊行会、1912、p.62)、以降将軍・夫人への献上品に幾度も中央卓、硯屏、籠飯が見られるようになる。

<sup>(註5)</sup> 那覇市企画部市史編集室『那覇市史資料篇第1巻7 家譜資料三首里系』、1982、p.320、p.331

- (註6) 那覇市企画部文化振興課、『那覇市史資料編 第1巻10』、1992、pp.274-350に収録される。
- (註7) 安里進・金城聡子による「近世琉球漆芸の坪当たり材料使用量について－貝摺奉行所関係文書の数量分析－」（浦添市美術館『浦添市美術館紀要』5、1996）、「近世琉球王府貝摺奉行所製作の中央卓の様式－貝摺奉行所関係文書の分析－」（漆工史学会『漆工史』19、1996）、「近世琉球の八角・円形二段食籠の用途と様式－貝摺奉行所文書の分析－」（漆工史学会『漆工史』21、1998）などがある。
- (註8) 石澤兵吾『琉球漆器考』、沖縄県庁、1889
- (註9) 『琉球漆器考』の成立背景については、栗国恭子による「1880年代の近代沖縄と石澤兵吾－〈勤業行政〉〈琉球漆器考〉成立背景〉〈琉球の絵師及び木脇啓四朗〉」（沖縄県立芸術大学附属研究所『沖縄芸術の科学第24号』、沖縄県立芸術大学、2012年）に詳しい。
- (註10) 浦添市美術館『館蔵 琉球漆芸』、1995
- (註11) 小池富雄・川畑憲子・鳥越俊行・今津節生：国宝 初音の調度のX線CT調査 文化財保存修復学会第32回大会、2010
- (註12) 測定したデータはCT解析ソフトがあれば閲覧可能であるが、より詳細な観察をするためには専門的な画像処理技術が必要である。データ処理に関する資料として、「輪田慧・志賀智史・鳥越俊行・大西智洋・今津節生：漆工品修復におけるX線CT模型の利用 文化財保存修復学会第34回大会、2012」、「輪田慧・鳥越俊行・今津節生：九州国立博物館における新しい文化財展示の試み 映像情報メディア学会誌 VOL.64NO.6、2010」
- (註13) 村上隆・永島明子：京都国立博物館所蔵 初代飯塚桃葉作 印籠の材質と製作技法 文化財保存修復学会第32回大会、2010

# ヤッチのガマから出土した漆工芸品の分析

## ～琉球の漆はどこから来たか？～

本 多 貴 之・宮 腰 哲 雄

(明治大学理工学部応用化学科)

伊 郷 宗 一 郎

(明治大学大学院理工学研究科応用化学専攻)

宮 里 正 子・岡 本 垂 紀

(浦添市美術館)

### 1 はじめに

日本をはじめアジア全域にはそれぞれの地域にて「ウルシ」と呼ばれる植物が生育している。これらの植物はウルシ科に属しており、植物学名では「*Anacardiaceae*」と呼ばれる一群の一種であることがこれまでの研究で分かっている。さらに、これらの植物種のうち実際に塗料や接着剤として利用されているのは図1に示した3種であると言われている。これらの植物種はそれぞれの地域にて利用されて

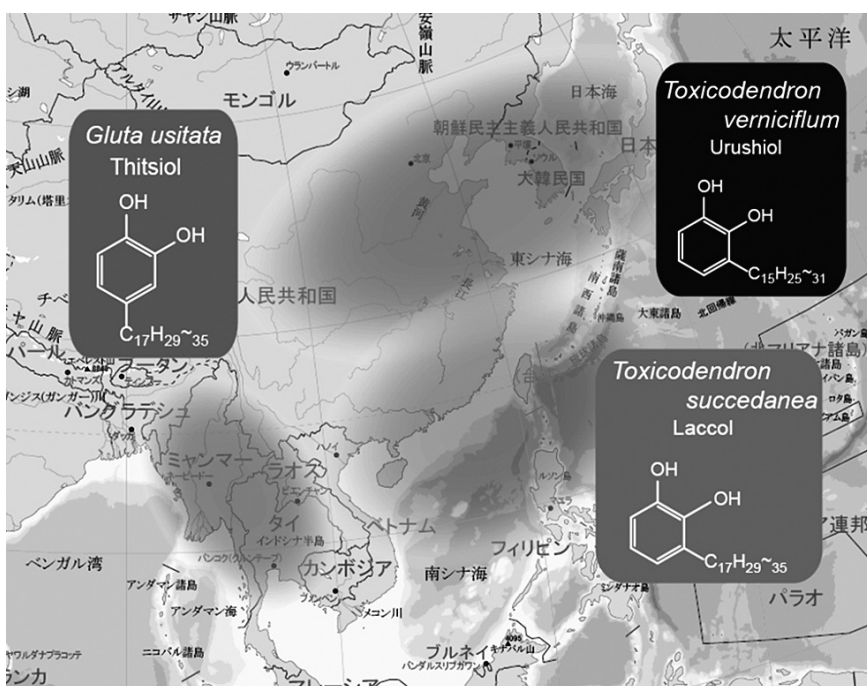


図1 アジア地域で利用されているウルシ科植物の分布

いたが、船舶による文化や物品の移動が始まると本来生育している地域以外での利用や交換が頻繁に行われるようになった。これは、元々その地域では手に入れることの出来ない素材でありその希少性から珍重されたためである。

琉球（現沖縄県）は中国や東南アジア諸国との貿易を通じて繁栄し、琉球特有の文化と海外の文化とを巧みに組み合わせた多くの芸術品を世に送り出してきたが、その中でも「琉球漆器」は特に価値のある一品であった。しかしながら琉球漆器は、太平洋戦争の際の激戦区でもあったため、当時の技術を示す物の多くは喪失され、今現在伝えられている材料や技術が当時の材料や技術と同じであるかは定かでは無い。

これまでも琉球漆器を通して当時の技術や材料を科学的な視点から解き明かしてきたが、今回は「伝世品」としての琉球漆器ではなく、遺跡に埋葬された琉球漆器を分析することで当時の文化についての解明を試みた。

## 2 「ヤッチのガマ」について

今回分析に供した試料は、久米島の「ヤッチのガマ」と呼ばれる遺跡の出土遺物である。

久米島は、沖縄本島に属島され、面積55平方kmで、本島西側およそ100kmする島である。久米島における先史時代遺跡の多くは、具志川の南海岸と西海岸に立地する。南海岸は通称「大原砂丘」上に、西海岸は石灰岩の崖上もしくは崖下に形成されている。また、北西海岸一帯には崖葬墓が点在している。

島の西南部のカンジン地区には「ヤッチのガマ」と呼ばれる最大規模の洞穴墓があり、開口部に400㎡の平坦な前庭部があり、ここに石灰岩を積み上げた区画が形成されている。しかし、その造営年代や意図は不明である。地区内では、国指定天然記念物の「オオヤドカリ」や県指定天然記念物の「クロイワトカゲモドキ」の棲息地がある。「ヤッチのガマ」の上方台地には「カンジン原遺跡」が、北方2kmの位置には「ヤジャーガマ遺跡」がある。

カンジン原古墓群は久米島の西、旧具志川村のほぼ中央に位置する。一帯は標高およそ20～30mの石灰岩台地で、地質学的には石灰岩に分類される。この一帯は、石灰岩が浸食によって窪地となったウバーレ地形で周辺より5～10mほど低くなっている。崖の周辺部にハマイヌビワやヤブニッケイを主体とした植物群落が残っている。



巻頭図版1 カンジン原古墓群全景(南西側上空より)

写真1 カンジン原古墓群

沖縄県は、カンジン原地区に保水力が弱い石灰岩地帯の地域の地上灌漑型地下ダム設置事業を決定した。カンジン原地区には「ヤッチのガマ」及び「ヤッチのガマ遺跡」があり沖縄県農林水産部農地水利課と沖縄県教育庁文化課の間で埋蔵文化財の取り扱いに関する協議に基づき平成10年度～12年度にかけて発掘調査（水没物件調査）を行った。現在これらの洞穴墓は上江洲ダムになっている。

この発掘調査で、ヤッチのガマやカンジン原古墓群からは近世以降ポージャー厨子やマンガン掛け厨子などをはじめ、中国南部やタイ産褐釉陶器などを利用した厨子なども多数存在した。民俗調査によると、墓（破風墓・亀甲墓）などを持ってない人々がこのようなガマ（洞窟・岩陰）を利用しフルミーとよばれる墓としたという。

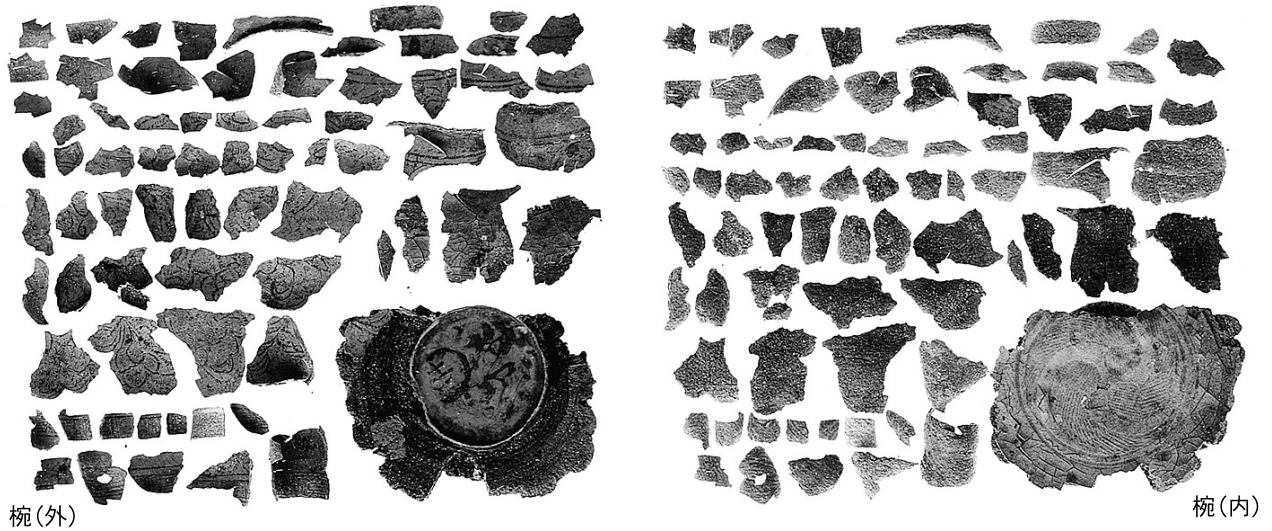


写真2 カンジン原古墓群出土漆碗

### カンジン原古墓群出土漆碗

大規模な洞穴墓の「ヤッチのガマ」の周辺に「カンジン原古墓群」は位置する。墓にはヤッチのガマに近い順に時計まわりに1～9号墓の番号を付した(図2)。墓前、墓内には散乱遺物が多く、特に1～4号墓、6～7号墓前は遺物が集中しており任意に集中部を設定して取り上げを行った。

捲胎の朱漆巴紋沈金碗は、石積みで囲われ2号墓の35の土器からヤコウガイ製匙を伴って検出された。外底面に墨書文字があるが、解読できない。

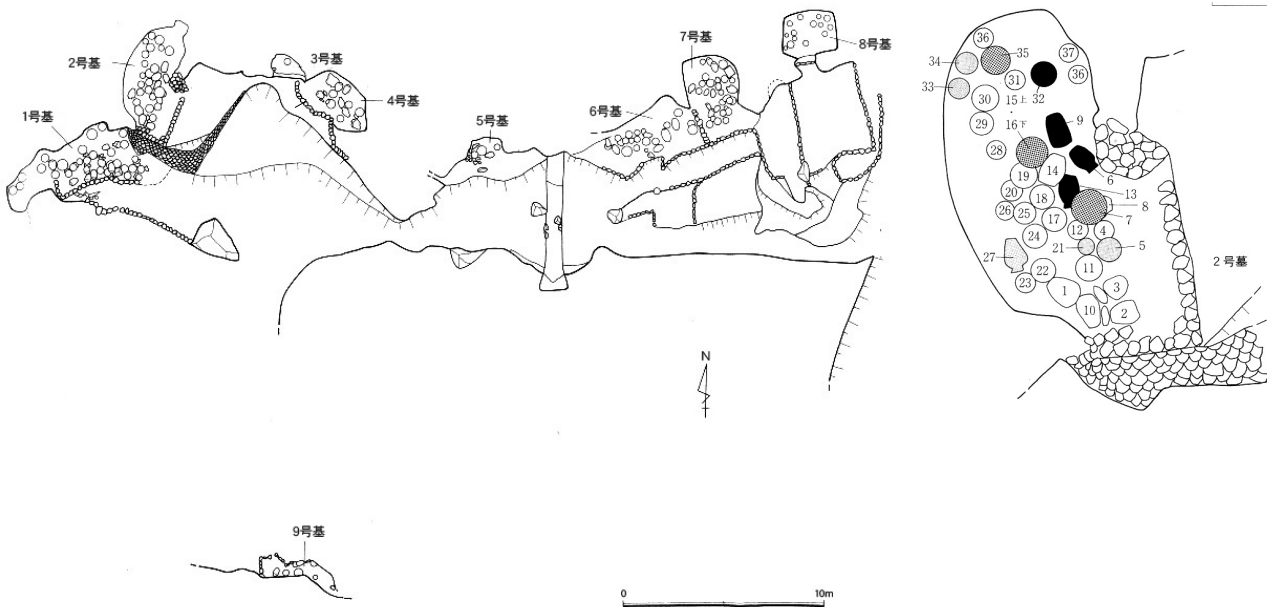


図2 カンジン原古墓群内部(1～9号墓)の見取り図(左)と捲胎朱漆沈金漆器が出土した2号墓内の出土状況(右)

### 3 分析試料と分析方法について

分析に供した試料は縦 5 mm × 幅 3 mm の赤色試料片である（図 3）。今回の報告ではこの試料片一つを元に種々の分析法を用いて、本試料片の材料と作成方法について検討を行った。分析の方法については以下に列挙する。



図 3 分析に供した試料

#### 〈クロスセクション分析〉

分析試料をエポキシ樹脂に包埋し、研磨紙を用いて数  $\mu\text{m}$  の厚さまで薄く研磨する。薄く研磨した試料は顕微鏡を用いて反射光および透過光を用いて観察を行い、主に層の数と各層の成分について外観から推察を行う。

#### 〈XRF分析〉（蛍光X線元素分析法）

X線を試料にあてると、試料中の電子が励起（高いエネルギー状態になること）し、これらの電子が元の位置に戻る際に蛍光を発生させる。この蛍光のエネルギーが元素ごとに異なるため、試料にどのような元素が含まれているのかを分析することが可能である。重元素に対して特に高精度・高感度で分析できるため広く用いられている。

#### 〈XRD分析〉（X線回折法）

試料を粉状にした後にX線を様々な角度から照射し、反射して跳ね返る方向からその試料の中に含まれる元素（主に重金属）の種類を確認することが可能な分析。試料に含まれる成分の中で結晶性を持つ部分だけが検出されるので、XRFと組み合わせて利用することで、より細かな元素情報を得ることが可能になる。一方で、多層試料の場合には粉碎を行った際に全ての層が混ざってしまい同時に検出されてしまうため、層毎に分離してから分析するなどの工夫が必要である。

#### 〈Py-GC/MS分析〉（熱分解ーガスクロマトグラフィー質量分析法）

種々の塗装や下地についてヘリウム気流下で加熱を行い、熱により成分を分解することで制作に利用された有機物の分析を行う。漆を対象にする場合には500°Cで熱分解を行うが、漆以外の材料であっても過去にデータベース化した物であれば、その材料の分析が可能である。

#### 〈TMAH/Py-GC/MS〉（反応熱分解ーガスクロマトグラフィー質量分析法）

Py-GC/MSの分析では、感度が減少しやすい分析の際にTMAH（水酸化テトラメチルアンモニウム）を添加し分析することで、その感度を10倍程度上昇させることが出来る分析方法。この分析法でより分析しやすくなる成分としにくくなる成分があるため、Py-GC/MSと併用することで、よりの確な分析を行うことが可能である。

## 4 分析結果と考察

### 〈クロスセクション分析〉

クロスセクション分析（写真3）から、最表面層が赤色塗装でありその下に茶色の濃い層と薄い層が合わせて2層存在し、その下に下地と思われる層が存在していることが確認できた。最表面層に多く存在する赤い粒子は、他の層にもその存在が確認できる。これは、制作の際に用いられた材料が混入してしまったために存在していると思われるが、このことから同一の場所でこの作品が作られた事がうかがえる。

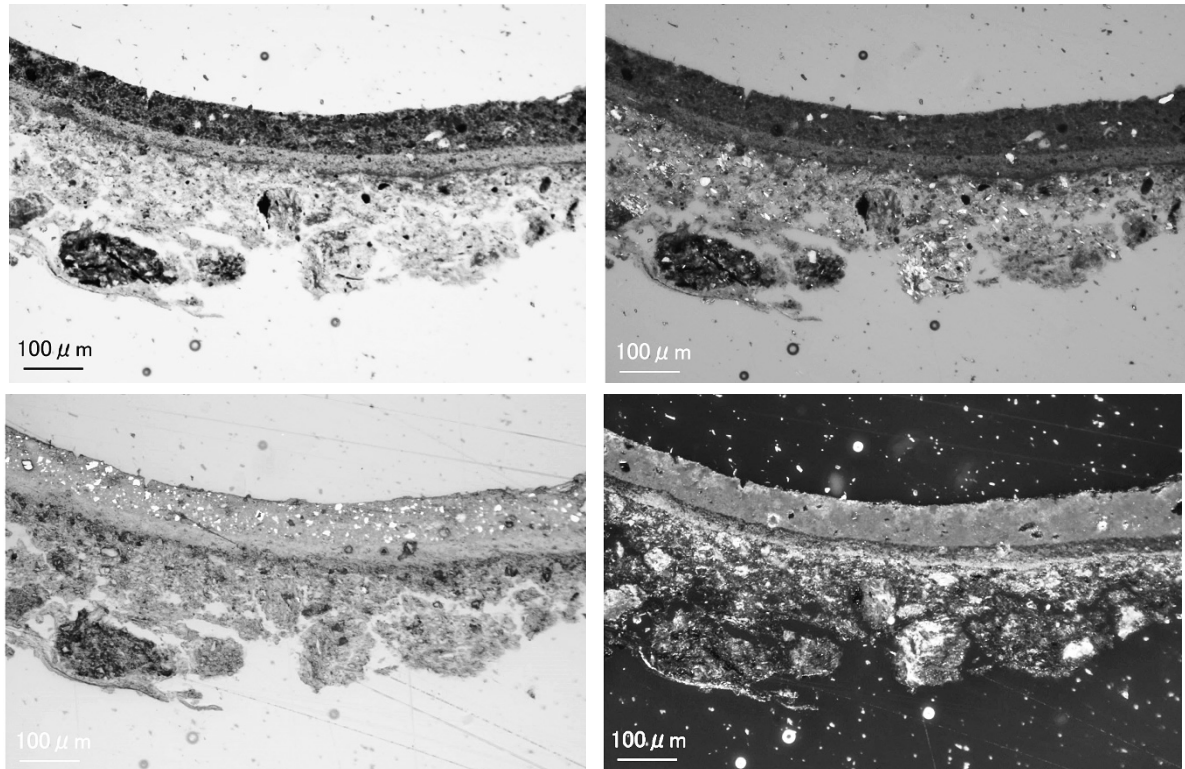


写真3 試料のクロスセクション（×100倍）  
 上段左：透過光による観察 上段右：紫外線による蛍光観察  
 下段左：反射光による観察 下段右：透過光による偏光観察

2層目・3層目はあまり透明度が無いことから、混ぜ物が加えられた層である事がうかがえる。反射光ではざらつき感が無いことと蛍光では黄土色に見えることから、非常に細かい粒子が混合された層では無いかということがうかがい知れる。

### 〈X線分析〉

XRDとXRFの測定結果を図4に示す。XRFからは結晶性の辰砂に由来するピークのみが得られた。これは、クロスセクション分析において反射光で白く見え、蛍光観察で赤色に見える部分が水銀朱である事を指し示している。XRDでは、この辰砂の存在を裏付けるようにHg（水銀）とS（硫黄）の存在が確認された。これは、辰砂の主成分である硫化水銀（HgS）がXRFにより検出された事を示している。また、Pb（鉛）やFe（鉄）の存在も確認できている。鉄は辰砂と同様に赤色顔料として広く用いられている「酸化鉄（Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>）」に由来する可能性も考えられる。

過去にも琉球出土品の中に水銀朱と共に弁柄の存在が認められた事例もあることから、本試料も同

様な赤色顔料を利用していたのではないだろうか。

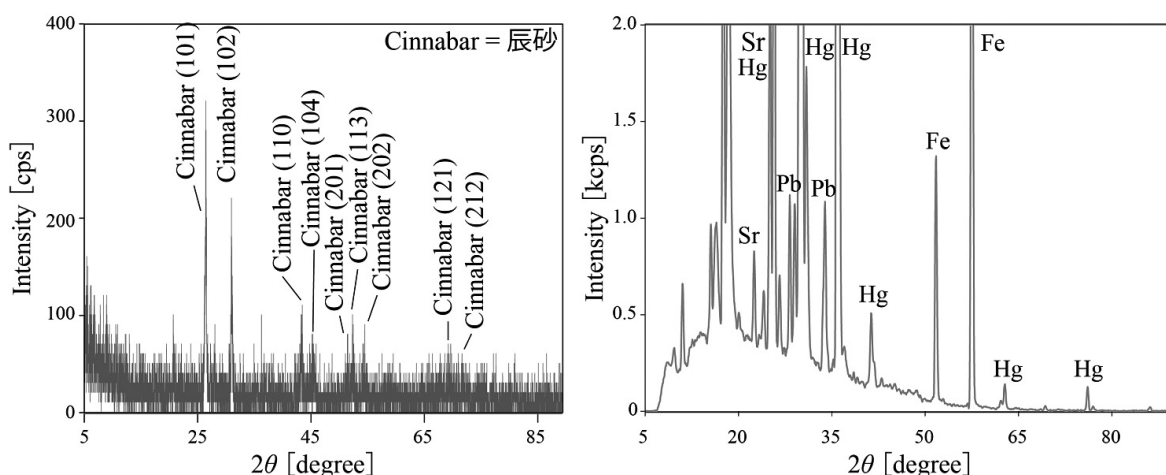


図4 X線分析の結果（左：XRF，右：XRD）

### 〈Py-GC/MS分析〉

Py-GC/MS分析の結果を図5に示す。漆種の判別に利用するm/z 108のスペクトルから、漆科植物に特有なピーク群は得られたが、図1に示した植物におけるモノマー種を識別することは出来なかった。日本・中国の漆種やタイ・ミャンマーの漆種の場合にはP8～P10の成分はあまり多く出ないため、ベトナム・台湾の漆種ではないかと考えられた。

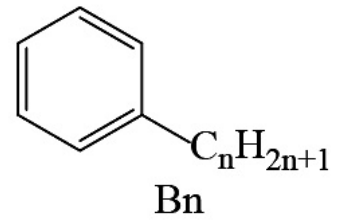
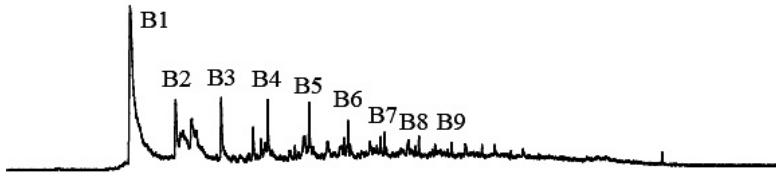
より正確な分析を行うために、Py-GC/MS分析時にTMAHを添加しより感度良く分析できないかを試みた。その際に比較試料として、日本国内で流通している中国の漆とベトナムの漆についても合わせて実験を行った。分析結果を図6に示す。この結果から、明らかにベトナム産の漆にのみしか含まれない炭素数17個の漆由来のベラトロール（V17）が確認された。このことから、本試料はベトナムの漆=*Toxicodendron Succedanea* を利用していることが明らかになった。この漆は“ハゼノキ”と一般的に呼ばれており、沖縄県内でも散見される樹種である。しかしながら、現在沖縄県内に生育しているハゼノキは漆液を採取できるほどの量は幹を切っても得られないため、今回の試料が沖縄県内産の漆液から作成したとは考えにくい。

## 5 まとめ

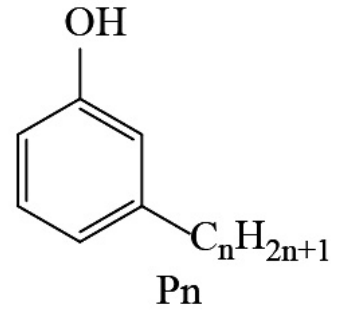
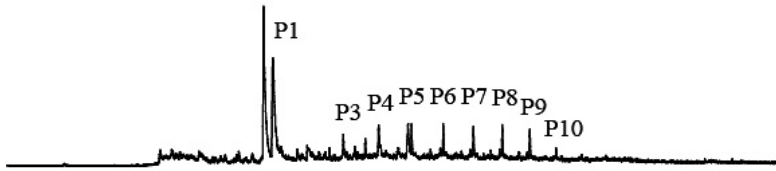
今回の漆塗り椀の破片からは日本・中国の漆種ではなく、ベトナム・台湾の漆液が検出された。くわえて、赤色層の下の塗装があまり厚くないことや赤色部分が複層構造になっていない、比較的簡素な造りである事からこの椀は日常生活の中に根付いていた椀である可能性がある。よって今回の結果は、埋葬品である事を差し引いても、当時の人々が利用していた漆器の原材料となる漆液としてベトナムや台湾の“*Toxicodendron Succedanea*”が利用されていた可能性が高いことを指し示しているのではないだろうか。

また、この漆は過去の報告にあるP6の成分が多い漆とは異なるので、この点も今後比較検討しなければならないと考える。

m/z 91 Alkylbenzene



m/z 108 Alkylphenol



m/z 123 Alkylcatechol

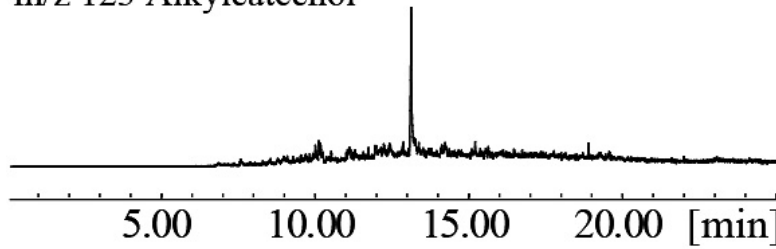


図5 PY-GC/MS分析の結果

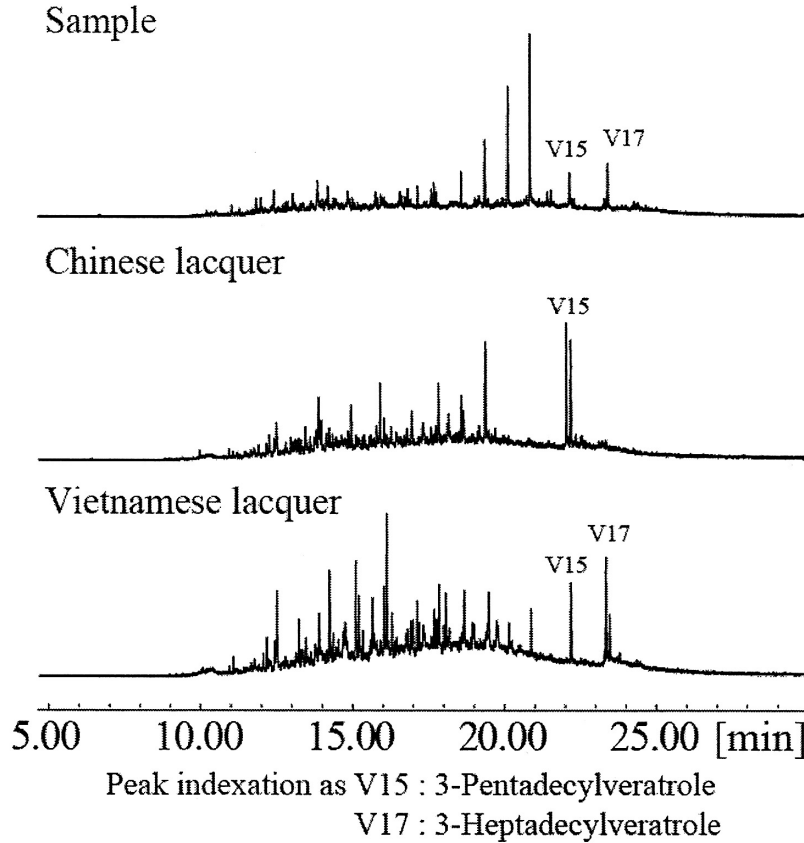


図6 TMAH/Py-GC/MS分析の結果

〈参考文献及び写真〉

- ・ 沖縄県埋蔵文化センター調査報告書第6集『ヤッチのガマ・カンジン原古墓群』－県営かんがい排水事業（カンジン地区）に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－2001年（平成13年）沖縄県埋蔵文化センター（写真1）（写真2）（図2）
- ・ 四柳嘉章『ものと人間の文化史131・Ⅱ漆（うるし）Ⅱ』2006年2月30日法政大学出版局
- ・ 沖縄県埋蔵文化センター調査報告書第69集『首里城跡』－御内原北地区発掘調査報告書(2)－2013年3月29日沖縄県埋蔵文化センター

# 米国統治下の沖縄における文化財保護行政の展開

## —琉球政府文化財保護委員会を中心にして—

大 城 一 成  
(糸満市教育委員会)

### 1 はじめに

本稿は、米国統治下の沖縄（1945.4.1～1972.5.14）において、文化財保護行政が再開されたのちの展開過程を示そうとするものである。

当該期の文化財保護活動に関しては、沖縄県教育委員会<sup>(註1)</sup>、池田<sup>(註2・7)</sup>、萩尾・多良間<sup>(註3)</sup>、外間・萩尾<sup>(註4)</sup>、園原<sup>(註5・6)</sup>などによってすでに知られているが、本稿では、1954年6月に制定された琉球政府の文化財保護法（以下「文化財保護法」という。）とその下に設置された琉球政府文化財保護委員会（以下「文化財保護委員会」という。）の行政活動、特に制度等の変遷及び指定文化財の推移をとおして文化財保護委員会が果たした意義と役割について考えてみたい。

なお、本稿では、当該期に戦災文化財の収集活動など文化財保護活動の一翼を担った琉球政府立博物館及びその前身機関、また、琉球政府設立まで地域別に行政が行われていた宮古・八重山諸島の状況については触れない。

### 2 戦後の沖縄の行政と文化財保護の状況

戦後沖縄の行政は、米軍（国）側の統治機構の制約下に住民側の行政機構が存在するという特殊な状況下で再開された。沖縄本島では次のように統治（行政）機構の変遷が行われた。

#### 米軍（国）統治機構

- ①米国軍政府（陸海軍）（1945.4.1～1945.9.20）
- ②米国海軍軍政府（1945.9.21～1946.6.30）
- ③米国陸軍軍政府（1946.7.1～1950.12.14）
- ④琉球列島米国民政府（1950.12.15～1972.5.14）

#### 住民行政機構

- ①沖縄諮詢会（1945.8.15～1946.4.26）
- ②沖縄民政府（1946.4.24～1950.11.3）
- ③沖縄群島政府（1950.11.4～1952.3.31）
- ④琉球臨時中央政府（1951.4.1～1952.3.31）
- ⑤琉球政府（1952.4.1～1972.5.14）

以下に、両者の概要とその間の文化財保護の状況についてみていく。

#### (1) 米軍（国）統治機関

1945年3月末以降、沖縄の島々を順次占領下においた米軍は、同年4月1日に沖縄諸島の全住民に

対して、いわゆる「ニミッツ布告」を発して日本の全行政権及び司法権の停止と軍政の施行を宣言した<sup>(註8)</sup>。同布告により、旧沖縄県での日本の施政権は停止した。

この軍政下の文化財保護活動については米軍側と住民側でそれぞれ行われており、米軍は主に墓の保護に関心<sup>(註9)</sup>を向けていたが、一部の城跡には標示板の設置が行われていた<sup>(註10)</sup>。住民側も、戦後復興の一環として戦禍を免れた文化財の収集活動を博物館を中心に開始し、焼け残った文化財の収集とその保存に努めていた。1945年4月から1950年12月までの約5年間に米軍(国)統治機構は、米軍政府(陸海軍)、海軍軍政府、陸軍軍政府と頻繁に変遷していくが、沖縄統治の一貫した方針等がないため、軍政も停滞気味であった。琉球列島米国民政府が設立されてからは、長期に亘る沖縄保有の方針が確立し、その実現を目指した様々な政策が進められた。

米軍(国)統治機構は、度々住民側行政機構の政策等に介入したが、文化行政面においては、米国の政治的・軍事的見地から琉球の伝統文化の奨励が行われたようで、そのことは軍政設立後一貫していたといわれる<sup>(註11)</sup>。

## (2) 住民行政機構

### ① 沖縄諮詢会 (1945.8.15～1946.4.26)

「ニミッツ布告」後、米軍は軍政府を樹立して占領政策を進めるうえで、住民側に働きかけて戦後初の住民側行政機構となる沖縄諮詢会を組織した。当初沖縄諮詢会は、米軍政府の諮問機関として発足したが、米軍の占領政策等の変更から徐々に行政機構としての性格を強めていった。文化財保護行政担当の部局はなく、文教関係組織としては教育部(のちに文教部と改称)と文化部が置かれた。教育部は学校、図書館、博物館を所管し、文化部は青年団、成人教育、演芸等の社会教育行政を所管していた<sup>(註10)</sup>。

この時期は、戦後復興が開始されたものの当時の社会状況下では文化財保護行政は存立し得なかつと考えられるが、米軍側が戦災文化財の活用方法や「名所旧蹟」のパンフレット等の必要性を諮詢会側に促す場面もあったようである<sup>(註10)</sup>。

### ② 沖縄民政府 (1946.4.24～1950.11.3)

組織的には沖縄諮詢会から連続するものであるが、沖縄諮詢会が本来は米軍政府の諮問機関として設立されたのに対して、沖縄民政府は本格的な中央行政機構として創設された。

戦後の文化財保護行政は、この沖縄民政府によって再開される。文教関係組織としては文教部と文化部が置かれていた。文教部の分課は庶務課、翻訳課、視学課及び編集課で、文化部は文書課(1946.9.10に庶務課へ改称)、教化課、芸術課、博物館課(1946.9.10に廃止)の4課から組織されて、文化財保護行政は文化部が所管していた。1948年4月1日に文化部が文教部に統合されて文教関係組織は文教部のみとなり、翌年12月31日の機構改革で社会部が設置され、その中に文教部の機能も集約された。社会部に成人教育課が設置され、文化財保護行政主管課となり、後述する沖縄史蹟保存会の事務局が設置される。

現在確認できる沖縄民政府の文化財保護行政活動の対外的なものは、美術品等の調査や名所旧蹟について鉄条網等を設けてその保護対策を講じる通知<sup>(註12)</sup>である。沖縄知事名で各関係機関に対し「重要な古代建造物並に美術工芸品の調査及びその認定と保存に関する件」(1947年2月13日付け沖総調第48号)と、翌年各市町村長及び各警察署長宛てに「史蹟保存について」(1948年8月13日付け沖民政府第220号)とする公文を送付している。特に「史蹟の保存について」では、早急な保護対策を

要する箇所として、第1表の7件の名所旧跡とその他として旧国指定文化財等を挙げており、当時はこれら7か所が文化財として認識していたようである。戦前の旧国指定文化財が首里・那覇を中心とした琉球王朝時代の建造物を中心に指定していたのに対して、より広範囲なものを対象としていたことが分かる。また、民政府内部文書としては「将来の事業計画・方針等について」（1947年9月16日付け沖文第8号）がある。これは1947年8月28日付け同名の照会に対する各部の事業内容や懸案事項等に対する回答文で、文教部としての進捗状況等が記載されており、各地の史跡等で具体的な保護措置が執られた様子が分かる<sup>(註13)</sup>。

ところで、1949年10月30日に「史蹟名勝古文化財並に天然記念物の保存を目的」とする「沖縄史蹟保存会」が設立されている。会長には沖縄知事、副会長は沖縄民政府文教部長、常任委員や委員には沖縄民政府関係者や文化人が名を連ね、本部を沖縄民政府文教部成人教育課に、支部を各市町村役所に設置する官民合同の団体であった<sup>(註12)</sup>。沖縄史蹟保存会は、1952年10月10日に結成された琉球文化財保護調査会に発展的解散をする。同会は、文化財保護法制定に一定の役割を果たしたといわれる<sup>(註1)</sup>。

### ③沖縄群島政府（1950.11.4～1952.3.31）

沖縄群島政府は、法的な位置づけ等は前身の沖縄民政府と異なり、自治権が強化された中央行政機構として創設されたが、その期間は僅か1年半と短く、何ら具体的な方策を執る時間がなかったと思われる。文化財保行政主管部局は、文教部社会教育課である。

当時は根拠法がないため文化財指定制度はないが、それに準ずる活動として、第2表に示したように沖縄史蹟保存会が把握した保護物件、史蹟名勝27件、天然記念物5件の32件の管理を行っていたようである<sup>(註14)</sup>。これら史蹟名勝27件の殆どが現在では、国・県・市町村のいずれかの文化財指定を受けており、沖縄史蹟保存会の見識の高さが窺われる。その一方で、健児塔や姫百合塔といった戦跡も記載されており、当時すでに戦跡の活用方法が検討されていたことが分かる。

### ④琉球臨時中央政府（1951.4.1～1952.3.31）

沖縄群島政府、宮古群島政府及び八重山群島政府を含む琉球列島の恒久的中央政府が設立されるまでの暫定措置として、立法、行政及び司法の三権を備える臨時政府として設立された。実務的には、各群島政府の財産の引継等が主な業務であり、各群島政府と並立して存在した。文教関係組織として文教局が置かれ、当初は庶務課、学校教育課、社会教育課から組織された。後続する琉球政府の初期の文化財保護行政主管部局が、文教局社会教育課であることを考えると、実質的な活動を行ったかどうかは別として、この時期の文化財保護行政主管部局も社会教育課であったと思われる。

### ⑤琉球政府（1952.4.1～1972.5.14）

1952年4月1日に全琉球的な中央政府の琉球政府が設立された。琉球政府は、立法、行政、司法の三権を有する国家的要素を持つものの、実際には米軍（国）統治機構である琉球列島米国民政府の制約下にあった。しかし文化行政面においては、米国の政治的・軍事的見地から琉球の伝統文化の奨励が行われていたことは先述のとおりである。したがって文化財保護行政上、米軍（国）側の干渉は他の行政分野ほど顕著ではなかったと思われる。

琉球政府設立当初の文化財保護主管部局は、文教局社会教育課であったが、1954年に文化財保護委員会が設置されて以降は、同委員会が戦前戦後をとおして沖縄の文化財保護後行政史上初の専任部局

となる。

### 3 文化財保護委員会

#### (1) 文化財保護委員会の概要

文化財保護委員会は、1954年6月29日に公布・施行された文化財保護法（以下「旧法」という。）第5条を根拠とする行政主席所轄の行政委員会で、同年9月3日に発足した。文化に関し高い見識を有する5人の委員（委員長は常勤）で構成され、第一分科会（有形文化財）、第二分科会（史跡・名勝天然記念物）及び第三分科会（無形文化財）から組織される文化財専門審議会が置かれた<sup>(註15)</sup>。

文化財保護委員会は、文化財保護に関する一切の権限をもっていたが、設置当初は専任の事務局はなく、文教局社会教育課において、社会教育事務の傍らで文化財保護事務が行われていた。その後の増大する各種文化財業務に対応するために、専任事務局が設置（1957.7.15）され、重要文化財関係の改正（1958.6.20）、罰則規定の改正（1961.8.26）等が行われ、1965年6月26日に全面改正された文化財保護法（以下「新法」という。）が公布、同年から施行された。関連規則等もその間適宜改正された。

1961年8月1日に施行された琉球政府行政組織法によって、これまで行政主席に直属していた文化財保護委員会は、文教局の外局となった。

#### (2) 文化財保護委員会事務局

##### ①定員

文化財保護委員会事務局の定員については、文化財保護法上に規定がなく、別の立法等（行政機関職員定員法の一部を改正する立法・行政事務部局職員定数規則の一部を改正する規則）で規定されていた。旧法の一部改正により、事務局が設置された1957年度当初は定員3人で発足したが、第1図に示したように1960年度以降は随時定員の増員が行われ最終的には11人の陣容を擁した。

##### ②事務局組織

文化財保護委員会の事務局組織については、1957年度に事務局長の下に専任事務局が設置された際には分課は行われず、1967年11月14日に公布・施行された文化財保護委員会事務局組織規則によって事務局の内部組織として、総務課と文化財調査官2人が設置された。総務課は文化財保護委員会会議及び庶務等を担当し、文化財調査官が直接的な文化財保護行政を担当した。1969年6月に関連規則の改正によって、「文化財調査官2人」が「文化財指導官2人、文化財調査官1人」の3人体制となって機能強化が図られ、翌年11月には再び「文化財調査官3人」に改められた。

#### (3) 琉球政府指定文化財

指定文化財の種別については旧法と新法とでは異なっている。旧法では、指定文化財は、1) 有形文化財（①特別重要文化財、②重要文化財）、2) 無形文化財、3) 史跡名勝天然記念物（①特別史跡、②史跡、③特別名勝、④名勝、⑤特別天然記念物、⑥記念物）の3類型8種に区分されていたが、新法では、指定文化財は、1) 有形文化財（①特別重要文化財、②重要文化財）、2) 無形文化財（①重要無形文化財）、3) 民俗資料（①重要民俗資料）、4) 史跡名勝天然記念物（①特別史跡、②史跡、③特別名勝、④名勝、⑤特別天然記念物、⑥天然記念物）の4類型10種に規定されている。なお、旧法には「指定された埋蔵文化財」が含まれていたため、指定文化財の種別は11種となるが、特別名勝と

特別天然記念物は制度上設けられたものの指定は行われず、実質的には9種である。指定文化財に関する旧法と新法の主な変更点は、無形文化財にも有形文化財と同様に重要無形文化財の制度が拡充されたこと、民俗資料（重要民俗資料含む）と埋蔵文化財の制度が新設されたことなどである。旧法が全51条と附則で構成されていたのに対して、新法は全124条と附則から成っていた。

文化財の指定は、1955年1月25日に園比屋武御嶽ほか19件が指定されたのを皮切りに、1972年5月12日指定の仲筋村ネバル御嶽の亜熱帯海岸林まで186か所を数えるが12か所については重複指定がなされている。本稿では重複指定物件についても各々1件として扱い、種別が変更された文化財や指定解除された文化財についての変更等を行っていないため指定件数を198件と仮定している。

#### ①指定文化財の概要

第2図は指定文化財198件の構成を記したものである。最も多く指定されたものは重要文化財49件で全体の25%、次いで天然記念物45件23%、史跡38件19%、特別重要文化財24件12%、埋蔵文化財17件9%、名勝16件8%、特別史跡7件4%、重要無形文化財と重要民俗資料が各1件で各1%となっている。特別重要文化財と重要文化財を合わせた有形文化財は73件37%、史跡名勝天然記念物中特別史跡と史跡の合計は45件23%を占め、この両者が琉球政府指定文化財の主体を成している。

第3図は指定文化財の地域別<sup>(註16)</sup>分布を年度ごとに整理したものである。文化財指定件数の最多は、沖縄本島南部で82件41%と半数近くを占める。次いで北部37件19%、中部30件15%、八重山27件14%、本島周辺離島12件6%、宮古5件2%、その他5件3%となっている。年度ごとの推移をみると1964年度を境にして前後に大別できる。1954年度から1963年度までは、指定件数に変動があるものの毎年度指定が行われているのに対して1964年度以降の文化財の指定は、件数が激減しており1964年度、1965年度及び1967年度はゼロとなっている。

指定物件の種別については第4図に示したように、有形文化財（特別重要文化財・重要文化財）と史跡（特別史跡・史跡）が継続的に指定されている様子が分かる。1956年度は指定物件が36件と全年度をとおして最多となるが、内訳は重要文化財15件、埋蔵文化財17件、史跡1件、天然記念物3件で、埋蔵文化財がこの年度の指定件数を押し上げているのが分かる。この埋蔵文化財の指定は1956年度だけに限られている。1966年度以降は有形文化財と史跡等の指定件数は減少し、天然記念物等への移行がみられる。

第5図は、各地域での指定文化財の内訳を表したものである。南部地域が82件と他地域を圧倒しており、全体の41%を占めている。南部地域自体の構成をみると有形文化財（特別重要文化財・重要文化財）が50件61%、史跡（特別史跡・史跡）が23件28%と両方で南部地域の89%を占めていることが分かる。

#### (4) 文化財保護委員会の予算

第6図は文化財保護委員会予算の推移を整理したものである。本図作成にあたっては、1955年度から1957年度までは沖縄県教育委員会<sup>(註1)</sup>を基に、1958年度から1972年度予算までは「琉球政府公報」を基に作成した<sup>(註17)</sup>。

##### ①文化財保護費

文化財保護委員会の予算は、文化財保護費として琉球政府予算に計上された。文化財保護費は、文化財保護委員会費と文化財保護費から構成される。その内容について「1972年度予算執行状況報告

書」<sup>(註18)</sup>をみると、文化財保護委員会費には、職員俸給、非常勤職員給与、期末手当、油脂燃料費、通信費等が含まれていることから、いわゆる一般事務経費である。文化財保護費には、委員手当、委員等旅費、事業用消耗品、役務費、有形文化財補助、無形文化財補助、文化財管理補助、無形文化財記録作成委託費、文化財補償費等が含まれており、事業費とみられる。文化財保護委員会は数回に亘る機構改革が行われたことから文化財保護費もそれに連動して変更されたことが予想されるが、概ね以上のような費目構成であったと考えられる。

1955年度の予算は文化財保護委員会が設置された直後のものである。文化財保護委員会費が1,437ドル、文化財保護費4,300ドルで合計5,737ドルとなっている<sup>(註19)</sup>。本年度には文化財保護委員会による地荒原貝塚の発掘調査が実施<sup>(註20)</sup>されているが、本調査が文化財保護委員会初の発掘調査である。翌1956年度予算は、1955年度と比較して文化財保護委員会費がほぼ横ばいなのに対して、文化財保護費は前年度の約2.8倍と急増している。本年度から翌1957年度にかけては、専任事務局の設置、重要文化財園比屋武御嶽石門の修理や史跡守礼門跡復元工事等が相次いで行われており、その事業費が文化財保護費急増の背景だと考えられる。以後、1958年度から重要文化財宮良殿内の保存修理事業をはじめとして、琉球政府指定の各種文化財の保存修理事業等が継続的に実施<sup>(註21)</sup>されており、また、それに対して日本政府から技術・財政援助が行われており、文化財保護費の推移はこの間の旺盛な行政需要の反映だと考えられる。

当時の「1967年度 技術及財政援助」<sup>(註22)</sup>からは、琉球政府文化財保護委員会側から日本政府文化財保護委員会（のちに文化庁）に対して、琉球政府指定文化財の保存修復等に関する技術援助要請が頻繁に行われていることが分かる。具体的には日本政府文化財保護委員会の記念物課・伝統工芸課の文化財調査官等を琉球政府へ派遣しての現地指導を要請しており、これに対して日本側から数人の日本政府文化財保護委員会関係者が長期に亘って派遣されている。沖縄の日本復帰が具体的な政治日程に上ってくると、その変化は文化財保護行政分野にも及んだ。「1970年度 技術及財政援助」<sup>(註23)</sup>から「一体化政策の推進」等の文言がみられるようになり、琉球政府文化財保護委員会関係者の奈良国立文化財研究所等研修への派遣等に関して琉日両政府が緊密な連絡をとっていたことが分かる。1969年度以降は日本復帰を見据えた諸政策が進行し、それに伴う技術・財政援助の規模も増大していった。

#### 4 市町村の文化財保護行政

琉球政府に文化財保護委員会が設置されてからは、文化財保護行政は一元的に文化財保護委員会が所管した。市町村における文化財保護行政は、現在と異なり教育委員会ではなく当時は首長部局が所管していた。新旧法と市町村自治法には市町村の任務として文化財保護が謳われているものの、市町村の段階では専任職員等の設置はほぼ皆無であった<sup>(註24)</sup>。「市町村の文化財専門委員」が市町村長の諮問に応じる形で文化財の保存等に従事していたようである。

#### 5 まとめ

以上、琉球政府を中心する文化財保護行政を概観したが、米国統治下の沖縄を文化財保護行政の観点から通史的にみると以下の時期に大別できる。制度的には、芸術文化行政から文化財保護行政への変遷として捉えることができ、文化財保護行政活動の主役となる文化財指定制度は有形文化財から天然記念物への推移がみられる。

①第Ⅰ期－戦災文化財収集期（1945～1954）

第Ⅰ期は、戦禍を被った有形文化財の収集等に主力が注がれた時期である。戦後の混乱を收拾していく時期で、戦災文化財の収集とその保護活動を中心としていたが、沖縄民政府が設立されて文化財保護行政が再開されると、旧国指定文化財や戦禍を被った「名所旧蹟」の保護活動へと主力が移行した時期である。崇元寺石門の修復等が行われるが、文化財保護活動全体からみると、戦禍を被った文化財の把握等が中心であった。

②第Ⅱ期－文化財保護設立期（1954～1965）

琉球政府に文化財保護委員会が設置され、体系的な文化財保護行政が行われる時期である。積極的に文化財指定が行われ、埋蔵文化財の発掘調査も開始されるなど、文化面から戦後復興を担った時期である。この時期の指定文化財の特徴としては、美術品等の有形文化財が多く指定されている。

③第Ⅲ期－文化財保護確立期（1965～1972）

文化財保護委員会の体制強化が図られる一方で日本復帰を見据えた各種措置が執られた時期である。日本政府からの技術・財政援助を得て、第Ⅱ期までに確立した諸政策をさらに推し進めていく時期である。1969年度以降は、首里城等の石造建造物修復などの諸政策が進められ、復帰後も継続された。この時期の指定文化財の特徴としては、第Ⅱ期と比べて指定件数自体少ないものの有形文化財よりも天然記念物を指定する傾向にある。

文化財保護委員会は設置以後、各種文化財の保護を行って文化面からの戦後復興を担い、日本復帰後の文化財保護行政の進展に一定の役割を果たしたが、市町村の文化財保護行政の体制整備については、文化財担当者の絶対数の問題から未着手のまま日本復帰を迎えたため、この課題については、復帰後の沖縄県教育庁文化課に引き継がれることになった。

〔註1〕 沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会 1977年3月

〔註2〕 池田榮史「沖縄県博物館史」『國學院大學博物館學紀要』第18輯 國學院大學博物館学研究室 1993年3月

〔註3〕 萩尾俊章・多良間利絵子「沖縄県立博物館草創期に関するノート」『沖縄県立博物館紀要』第23号 沖縄県立博物館 1997年3月

〔註4〕 外間正幸・萩尾俊章「沖縄県立博物館草創期における文化財収集とその背景」『沖縄県立博物館紀要』第24号 沖縄県立博物館 1998年3月

〔註5〕 園原謙「沖縄県の文化財保護史－昭和初期から琉球政府時代までの活動を中心に－」『沖縄県立博物館紀要』第26号 沖縄県立博物館 2000年3月

〔註6〕 園原謙『『ウルマ（うるま）新報』にみる戦後の文化財保護胎動期における関係記事について』『沖縄県立博物館紀要』第27号 沖縄県立博物館 2001年3月

〔註7〕 池田榮史「沖縄における文化財保護行政の歩み」『國學院大學考古学資料館紀要』第24輯 國學院大學考古学資料館 2008年3月

〔註8〕 この「ニミツツ布告」は、正式名称が「米國海軍政府布告第一號 米國軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ」である。日付が記載されていないため、正確な公布月日は不明とされているが、本稿では、琉球政府総務局涉外広報部文書課編『布告布令指令改廃総覧（1945年－1972年）』1972年5月14日に拠った。

〔註9〕 財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史資料編20 軍政活動報告（和訳編）現代4』沖縄県教育委員会 2005年3月

〔註10〕 沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 戦後1 沖縄諮詢会記録』沖縄県教育委員会 1986年3月

- (註11) 宮城悦二郎『沖縄占領の27年間—アメリカ軍政と文化の変容—』(岩波ブックレット№.268) 岩波書店 1992年8月
- (註12) 琉球政府文教局教育研究課編『琉球史料 第10集 文化編2』琉球政府文教局 1964年6月
- (註13) 沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料 戦後3 沖縄民政府記録2』沖縄県教育委員会 1990年3月
- (註14) 沖縄朝日新聞社編『沖縄大観』日本通信社 1953年4月
- (註15) 琉球政府文化財保護委員会編『文化財要覧 1957年版』琉球政府文化財保護委員会 1957年6月
- (註16) 地域別区分は、北部(国頭)、中部(中頭)、南部(島尻)、周辺離島(慶良間諸島・久米島)、宮古(宮古島及び周辺諸島)、八重山(石垣島・西表島及び周辺諸島)とした。
- (註17) 琉球政府の予算については、基本的には各年の「琉球政府公報」に記載されている予算額に拠ったが、1955年度から1957年度にかけては、「公報」にも記載がなく、『沖縄の戦後教育史』に拠った。  
琉球政府の会計年度は7月1日から6月30日までである。
- (註18) 沖縄県公文書館所蔵「1972年度予算執行状況報告書」(R00098321B)
- (註19) 120B円を1ドル換算している(1959年度中途まではB円使用のため、ドルに統一した)。
- (註20) 多和田真順・外間正幸・嵩元政秀「地荒原貝塚発掘調査報告」『文化財要覧 1962年版』琉球政府文化財保護委員会 1962年6月
- (註21) 室屋晃「沖縄文化財保護行政の概要—特に史跡等を中心にして—」『日本歴史』第258号 吉川弘文館 1969年11月
- (註22) 沖縄県公文書館所蔵「1967年度技術及財政援助 文化財保護委員会事務局総務課」(R00163104B)
- (註23) 沖縄県公文書館所蔵「1970年度技術及財政援助」(R00163102B)

#### 〈参考文献〉

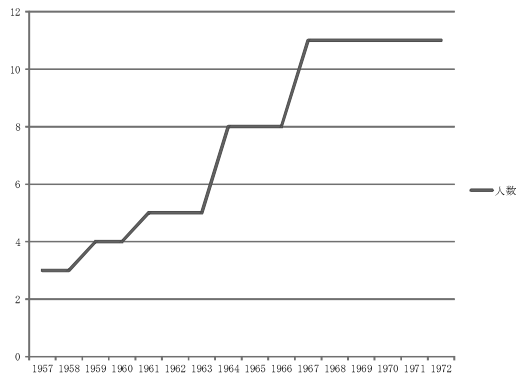
- 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社 1983年5月
- 照屋栄一『沖縄行政機構変遷史〈終戦39周年記念〉』私家版 1984年3月
- 大城将保『琉球政府』ひるぎ社 1992年10月
- 沖縄県公文書館編『琉球政府行政機構変遷図1952.4.1～1972.5.14』1998年2月
- (財)沖縄県文化振興会公文書管理部編『米国の沖縄統治下における琉球政府以前の行政組織変遷関係資料(1945～1952)』沖縄県公文書館 2000年3月

第2表 沖縄群島政府文化財一覧

第1表 沖縄民政府文化財一覧

名所旧蹟 (1948.8現在)		
No.	名称	所在地
1	崇元寺	那覇市
2	円覚寺庭	首里市
3	スヌハンお嶽	首里市
4	ピンヌお嶽	那覇市
5	普天間宮	宜野湾村
6	齋場お嶽	知念村
7	越来お拝所	コザ市
—	其他元史蹟保存に指定された場所	—

※琉球政府文教局教育研究課編『琉球史料第10集文化編2』1964.6を基に作製した。



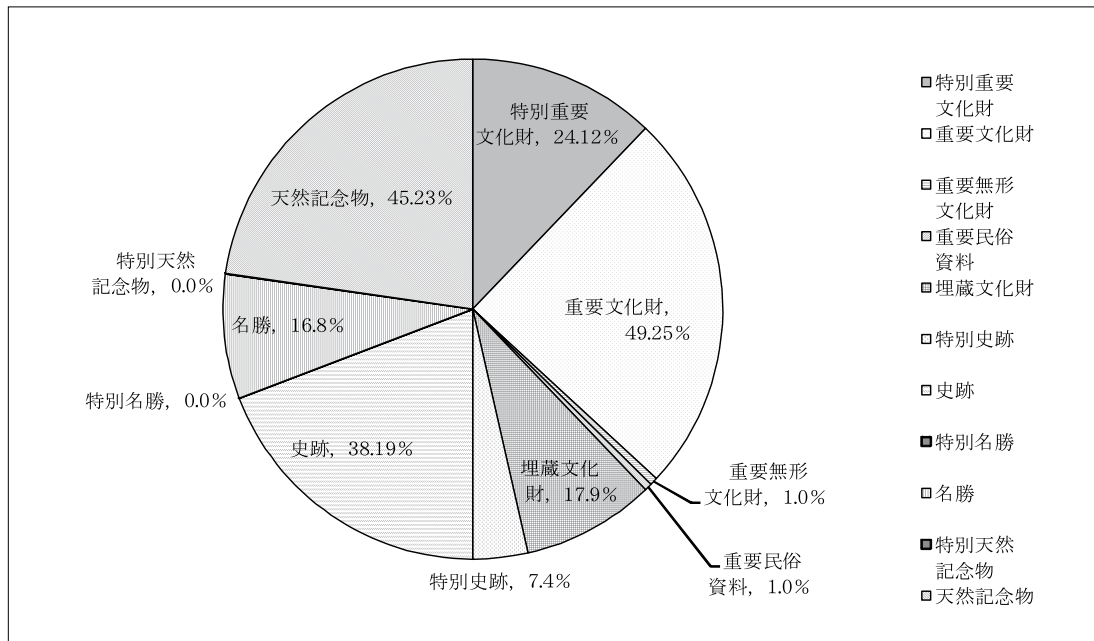
第1図 文化財保護委員会事務局定員の推移

重要美術品 (1951.6.末現在) 沖縄群島政府社会教育課編			
No.	名称	所在地	数
	総数	首里及び東恩納博物館	851
1	石像彫刻	〃	185
2	日本及び中国其の他の陶器	〃	44
3	琉球陶器	〃	257
4	木彫	〃	95
5	漆器	〃	89
6	銅其の他金属	〃	58
7	額並聯	〃	17
8	衣類	〃	32
9	軸物	〃	3
10	曲玉及び其の他	〃	56
11	書画	〃	15

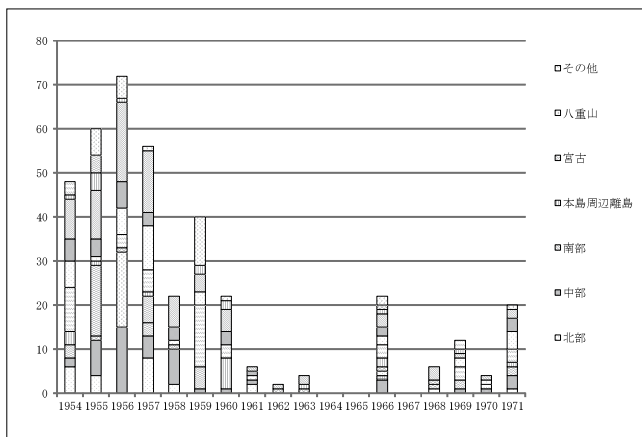
史蹟名勝 (1951.6.末現在) 沖縄群島政府社会教育課編							
No.	名称	所在地	保護	No.	名称	所在地	保護
1	天久聖現寺	那覇郊外	史蹟保存会	15	北山城	今帰仁村	史蹟保存会
2	外人墓地	同上	〃	16	運天港	同上	〃
3	崇元寺	那覇市	〃	17	金武宮	金武村	〃
4	受水走水	玉城村	〃	18	中城公園	中城村	〃
5	斎場嶽	知念村	〃	19	奥武山公園	那覇市	〃
6	健児塔	三和村	〃	20	万座毛	恩納村	〃
7	姫百合塔	同上	〃	21	轟の滝	名護町	〃
8	南山城	高嶺村	〃	22	白銀堂	糸満町	〃
9	霊御殿	首里市	〃	23	残波岬	読谷村	〃
10	産潭	同上	〃	24	阿嘉の鬣水	仲里村	〃
11	ユードリの墓	浦添村	〃	25	天之岩	伊平屋村	〃
12	普天間宮	宜野湾村	〃	26	観音堂	首里市	〃
13	波之上宮	那覇市	〃	27	園比羅武御嶽	同上	〃
14	首里城	首里市	〃				

天然記念物 (1951.6.末現在) 沖縄群島政府社会教育課編				
No.	名称	所在地	指定者	保護
1	普天間権理堂前の琉球松の並木	宜野湾村	文部省	史蹟保存会
2	識名園音徳泉のちすじのり	真和志村	〃	〃
3	儒艮(一名ザンの魚)	兼良、那覇沖、琉球近海に生息する	〃	〃
4	慶良間鹿	慶良間島、読谷村、阿嘉島	〃	〃
5	るりからす(鳥)	国頭村(北部)	〃	〃

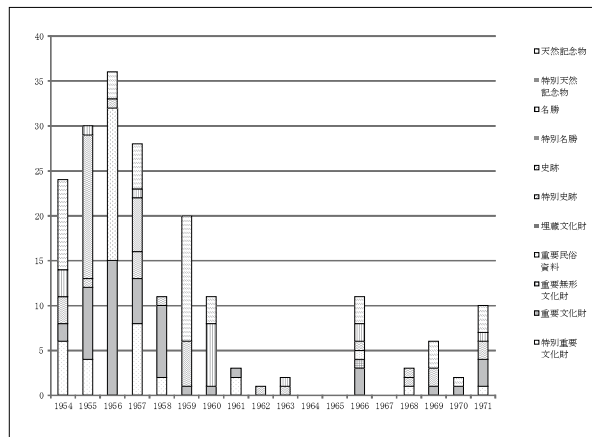
※沖縄朝日新聞社編『沖縄大観』1953.4を基に作成した。



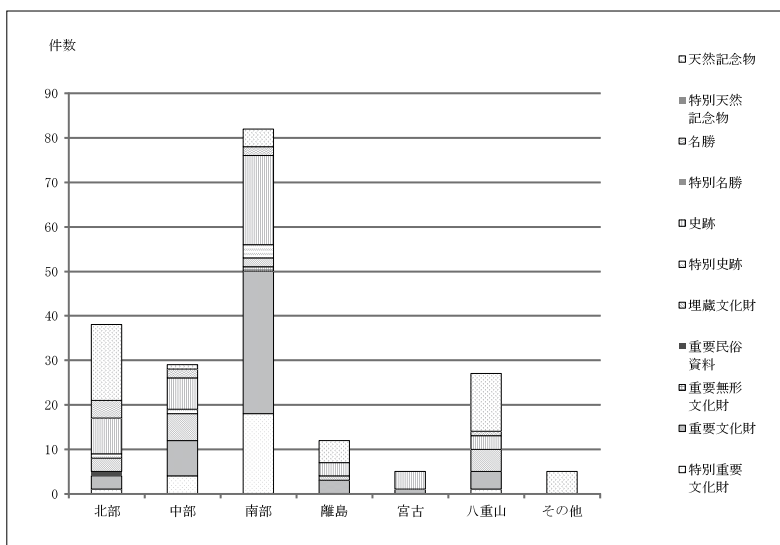
第2図 琉球政府指定文化財の構成



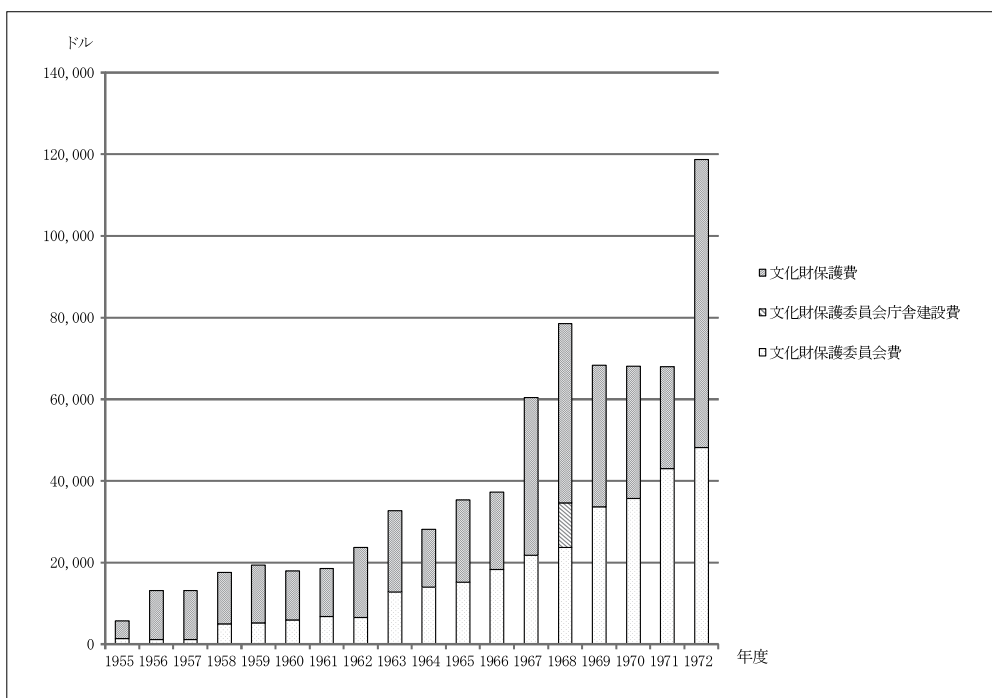
第3図 琉球政府指定文化財の地域別・年度別分布



第4図 琉球政府して文化財の種別



第5図 琉球政府指定文化財の地域別構成



第6図 文化財保護費の推移

※第1図～第6図は「琉球政府公報」の関連記事を基に作成